

伊丹市人権教育・啓発白書

平成 26(2014)年度事業内容

平成 27(2015)年 11 月

伊丹市

目 次

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の体系.....	1
はじめに.....	2
特集 本人通知制度はじまる.....	4
報告 平成 26（2014）年度に講じた人権教育・啓発推進の方策.....	10
1. 人権全般の普遍的な視点からの取り組み.....	14
2. さまざまな人権課題への取り組み.....	19
(1) 女 性.....	19
(2) 子ども.....	22
(3) 高齢者.....	26
(4) 障がい者.....	27
(5) 同和問題.....	29
(6) 外国人.....	31
(7) HIV感染者・ハンセン病患者等.....	33
(8) 高度情報化社会の進展に伴う人権問題.....	33
(9) その他の人権課題.....	34
3. 人権を守る取り組み（人権相談）.....	34
4. あらゆる場における人権教育・啓発の推進.....	35
(1) 保育所(園)・幼稚園・学校.....	35
(2) 家庭・地域・職域.....	36
(3) 市職員等に対する研修.....	36
5. 総合的・効果的な推進等.....	38
(1) 全庁的な推進体制.....	38
(2) 関係機関等との連携・協力、市民の参画と協働.....	39
(3) 人権啓発センターの取り組み.....	39
(4) 内容・方法の充実.....	40
編集後記.....	41
資料.....	42

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の体系

I. 基本的な考え方

- ・「人権教育・啓発推進法」
- ・国の基本計画、県の推進指針等
- ・伊丹市総合計画／伊丹市の関連計画

- ・人権教育・啓発を巡る内外の動き
- ・「人権教育のための国連 10 年」伊丹市行動計画の成果と課題
- ・市民意識の現状(市民意識調査結果)



【人権の概念】 すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利

【人権の尊重】 自己の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、自己の権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う = 人権の共存

【人権教育・啓発の基本的視点】 ①人権尊重のまちづくり ②発達段階等をふまえた効果的な方法の選択 ③行政・市民・事業者の役割及び連携・協力による推進 ④自主性の尊重と中立性の確保



II. 人権教育・啓発推進の方策

人権の普遍的な視点からの取り組み

- ①命の大切さの実感
- ②自尊感情の育成
- ③個性の尊重
- ④社会とのつながりを通して共に生きること

さまざまな人権課題への取り組み

- 女性 子ども 高齢者
障がい者 同和問題
外国人 HIV感染者等
高度情報化の進展に伴う人権問題
ほか

人権を守る取り組み (人権相談)

- ①相談体制の充実
- ②相談担当者の資質の向上
- ③相談内容の施策等への反映

III. あらゆる場における推進

保育所(園)・幼稚園・学校 / 家庭・地域・職域 / 職員研修



IV. 総合的・効果的な推進

- ①全庁的な推進体制 (伊丹市人権教育・啓発推進本部)
- ②関係機関等との連携・協力、市民の参画と協働 (法務局、伊丹市人権擁護委員協議会、伊丹市人権・同和教育研究協議会、伊丹市人権啓発推進委員、伊丹市人権教育・啓発推進会議 など)
- ③人権啓発センターの取り組み (人権啓発の拠点施設としての機能)
- ④内容・方法の充実
- ⑤進捗評価及び見直し

はじめに

本市では、さまざまな人権課題に対応する今後の人権教育・啓発の基本的な方向及びその体系を明らかにするものとして、平成22(2010)年10月に伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針(以下、「基本方針」)を策定しました。「基本方針」は、伊丹市総合計画を上位計画として、本市の他の計画と連携しながら人権教育・啓発を推進するものです。「基本方針」に掲げる施策・事業については、毎年度、その成果や課題を検証することとしています。なお、「基本方針」は伊丹市ホームページ内(市民自治部>同和・人権推進課>伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針)でご覧いただけます。

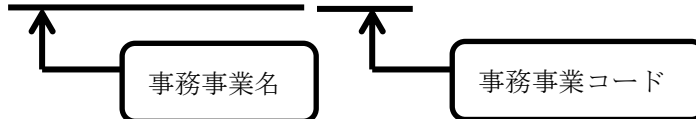
本書は、「基本方針」に基づく年次報告書で、本市が平成26(2014)年度に講じた人権教育・啓発に関する施策について取りまとめており、大きく分けて「特集 本人通知制度はじまる」と「報告 平成26(2014)年度に講じた人権教育・啓発推進の方策」で構成されています。

「特集」は、平成27(2015)年6月10日から開始しました「伊丹市住民票の写し等本人通知制度」について導入までの経緯や制度の概要を掲載しています。

「報告」は、「基本方針」において課題として掲げた項目に関する平成26(2014)年度の主な取り組みを示しています。主な取り組みは、平成26(2014)年度行政評価の評価対象となっている事務事業を中心として、特に人権教育・啓発に関わりのある事務事業を取り上げています。

本書は、行政評価結果報告書との相互利用性を高めるため、行政評価の対象となっている事務事業については、行政評価上の「事務事業名」と「事務事業コード」を掲載しています。なお、コードを掲載している事務事業は、「伊丹市総合計画(第5次)前期事業実施5カ年計画」の体系に基づくもので、詳しい内容については、伊丹市ホームページ内(総合政策部>政策室>行政評価)でご覧いただけます。

掲載例：【人権啓発標語募集事務 921121】



※行政評価とは、効率的かつ効果的な市政運営を行うとともに、市政に関して市民に説明責任を果たすことを目的として、市の各種業務を、経費・活動状況・施策への貢献度等の視点から評価したものです。

●各種業務の担当組織について

本書では各種業務の担当組織が分かりやすいように、組織名を省略したものを次頁に記載しております。

組織名に関しては次の担当組織一覧表をご参照ください。

● 担当組織一覧表	
◇ 市相 → 市民相談課	◇ 文振 → 文化振興課
◇ 同人 → 同和・人権推進課	◇ 学指 → 学校指導課
◇ 消総 → 消防総務課	◇ 人研 → 人事研修課
◇ 支管 → 支援管理課	◇ 保体 → 保健体育課
◇ 自相 → 自立相談課	◇ こ家 → こども家庭課
◇ 国平 → 国際・平和課	◇ こ若 → こども若者企画課
◇ 人教 → 人権教育室	◇ 少セ → 少年愛護センター
◇ 人セ → 人権啓発センター	◇ 社教 → 社会教育課
◇ 障福 → 障害福祉課	◇ 子支 → 子育て支援課
◇ 地高 → 地域・高年福祉課	◇ 総教 → 総合教育センター
◇ 介保 → 介護保険課	◇ 総務 → 総務課（市長部局）
◇ 健政 → 健康政策課	◇ 広報 → 広報課
◇ 図書 → 図書館	◇ 保育 → 保育課
◇ 公民 → 公民館	

特集 本人通知制度はじまる

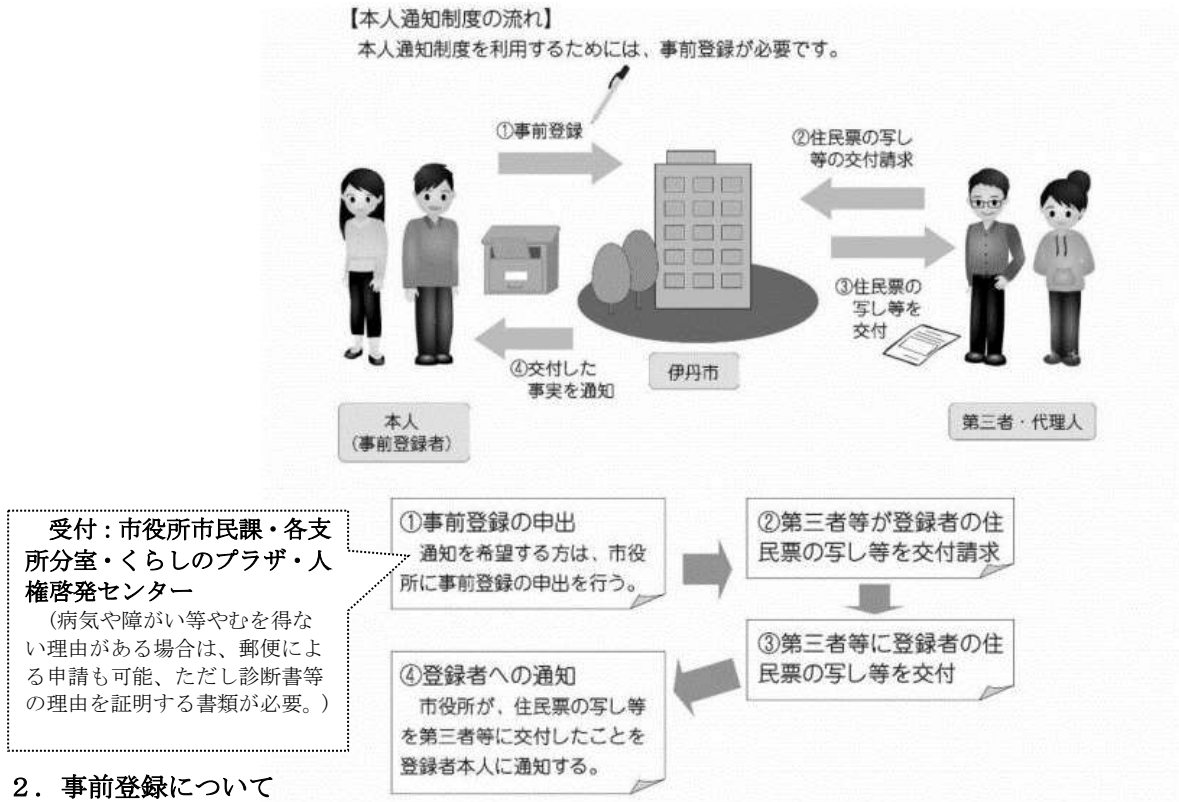
～自分の個人情報をも自分で守り、他人の人権を侵さないために～

I. 本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄本・抄本等を本人以外の第三者等に交付した場合に、事前に登録した人に対して、交付した事実を郵送でお知らせする制度です。

本市では、住民票の写し等の不正請求の抑止と不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることなどを目的としてこの制度を平成 27(2015)年 6 月 10 日から実施しました。

1. 本人通知制度のながれ



2. 事前登録について

①登録できる方

伊丹市の住民基本台帳に記載(削除された住民票含む)されている方(外国人市民も含む)、または伊丹市に本籍がある方(あった方も含む)

②登録に必要な書類

- ・事前登録申出書
- ・本人通知制度に関する承諾書

③本人確認

- ・申出者または代理人の本人確認資料(有効期間内の運転免許証・住基カード(顔写真が添付されているもの)・パスポート等。その他は健康保険証等 2 点で確認)
- ・法定代理人または任意代理人が申請する場合は、代理権限を明らかにする書類

④登録の有効期間

登録してから 5 年間

3. 通知の対象となる証明書および申請

①通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書(本市定型様式に限る)
- ・戸籍謄本・抄本(戸籍全部事項証明・個人事項証明)
- ・戸籍記載事項証明書
- ・戸籍の附票の写し

※消除又は除かれたものを含みます。ただし、広域交付住民票や自動交付機など本人しか申請できない方法で取得された証明は含みません。

②通知の対象となる請求

- ・本人等※の代理人からの請求
- ・第三者※からの請求

※「本人等」とは住民票の写しにおいては「本人又は本人と同一世帯に属する者」、戸籍謄本・抄本及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載されている者、又はその配偶者、直系尊属・卑属」。

※「第三者」とは本人等以外の個人、法人及び特定事務受任者(弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士)。

※国や地方公共団体からの申請及び市長が特別の理由によると認めた請求は通知の対象から除きます。

4. 本人通知の内容と個人情報開示請求

①通知内容

- ・交付年月日
- ・証明書の種別
- ・請求者の種別

※請求者の氏名や住所等の個人情報は記載されません。

②個人情報開示請求

通知のあった交付申請について、伊丹市個人情報保護条例に基づき、総務課において交付請求書の開示請求を行うことができます。

ただし、開示される内容は個人情報保護条例の規定の範囲内となり、法人の名称や特定事務受任者の事務所名以外の第三者に関する個人情報については、非開示となる場合があります。

II. 本人通知制度ができるまで

(1) 相次ぐ不正取得

平成 17(2005)年	兵庫県下の行政書士が戸籍を不正に取得したことが発覚。
平成 20(2008)年	兵庫県で司法書士による不正請求が発覚。
平成 23(2011)年	東京都の行政書士(兼司法書士)や元弁護士が関わる不正請求事件(プライム事件)が発覚。不正取得された個人情報(戸籍謄本や住民票の写し)が身元調査につながっていたこと、取引された個人情報が巨額のビジネス収入になっていたことがわかり、被告全員に有罪判決(経営者、探偵社社長、司法書士)がでました。事件関係者は、兵庫県内の多くの市町でも不正取得をしていました。

これら不正取得された情報は、単独で使用されるだけでなく、売買され、他の情報と組み合わせられることにより、身元調査や結婚差別、就職差別などにつながる可能性があります。

平成 23(2011)年度の事件の中には、暴力団を捜査中の警察職員への家族に対する脅迫があったなど、不正取得された情報がストーカーや暴力などの、犯罪に使われる危険性もあり、誰もが他人事ではありません。

(2) 戸籍や住民票と個人情報

住民票の写しや戸籍謄本・抄本等には、個人の重要な情報(氏名や住所、生年月日、本籍地、婚姻したこと、離婚したこと等)が記載されています。

(3) 戸籍法や住民基本台帳法の改正

平成 17(2005)年～平成 19(2007)年の不正請求事件を踏まえ、平成 20(2008)年に戸籍法や住民基本台帳法が改正されました。

- ①本人以外の第三者による住民票の写し等の請求の理由を制限。
- ②戸籍謄本や住民票の写し等の交付条件の厳格化。
- ③罰則の強化。

(4) 広がる本人通知制度の導入

相次ぐ不正取得により、自治体は独自に本人通知制度を導入してきました。戸籍法や住民基本台帳法の改正後も不正取得事件があったこともあり、次第に兵庫県下でも導入が広がってきました。

[本人通知制度の導入状況]

(兵庫県健康福祉部社会福祉局人権推進課より)

平成 21(2009)年 大阪府内市町で本人通知制度導入

平成 22(2010)年 6月 埼玉県内の全市町が導入

全国(平成 26(2014)年 7月) 410 団体<全国 1,742 市町村の 23.5%>

近畿(平成 26(2014)年 7月) 164 団体<近畿 198 市町村の 82.8%>

(神奈川県取りまとめ)

兵庫県内(平成 26(2014)年 11月現在) 28 団体<県内 41 市町の 68.3%>

(兵庫県取りまとめ)

区 分	平成 24(2012)年度 導入	平成 25(2013)年度 導入	平成 26(2014)年度 導入
市町数	6	15	7
(導入順)	丹波市 加東市、多可町 三田市、三木市 加西市	加古川市、相生市、篠山市、市川町 福崎町、神河町、西脇市、朝来市 香美町、新温泉町、豊岡市、稲美町 姫路市、養父市、川西市	宍粟市、芦屋市 赤穂市、たつの市 播磨町、明石市 高砂市

平成 27(2015)・平成 28(2016)年度導入予定は 9 市町(本市含む)

[兵庫県の動き]

- ・国への本人通知制度の法制化を要望。
- ・平成 24(2012)年 1 月に、本人通知制度の導入に向けての手引きを配布するなど、市町への情報提供や助言が実施されてきました。平成 24(2012)年 6 月に丹波市が導入以降、平成 26(2014)年 11 月 4 日現在、20 市 8 町が導入しています。

また、制度の啓発・資料の作成、周知に対しては「市町人権啓発補助」(補助率 3 分の 1 上限 10 万円)により支援しています。

…本人通知制度 Q & A …

開示請求と何が違うの？

本人通知で通知される内容は、1. 交付年月日 2. 証明書の種別 3. 請求者の種別です。

第三者に請求される覚え(遺産相続の手続き依頼中など)がない場合は、改めて総務課にて個人情報保護条例に基づき、交付申請書の開示請求を行なう必要があります。開示は個人情報保護条例に基づき請求者個人の情報は開示されません。それなら開示請求でよいのでは？と思われるかもしれませんが、本人通知制度に登録することは、通知が届いたタイミングに開示請求ができるというメリットがあります。

登録する必要は？

過去の事件を通して、不正取得は他人事ではありません。本人通知制度は、通知だけが目的ではなく、「自分の知らないところで自分の住民票や戸籍が第三者により正当な理由を装って請求され、それが不正な手段で取得されているかもしれない」ということを今一度考えていただき、不正取得を許さないという目的で、一人でも多くの方に登録をしていただきたいと考えています。

効果はあるの？

平成 24(2012)年 7 月には、埼玉県桶川市民が本人通知制度により戸籍謄本を不正取得されていたことが発覚し、逮捕者が出ました。

また、不正取得をした被告側が、裁判で本人通知制度を導入している自治体には請求を避けた旨の証言があり、本人通知制度を導入していることが周知されることは、不正請求の抑止に効果があります。

Ⅲ. 今後の課題

・制度の主旨の説明と登録機会の充実

本制度は、より多くの方に主旨を理解してもらい、登録していただくことで不正取得の抑止効果が高まります。他市の事例では、制度導入時にはいったん登録が増えますが、登録者数が伸び悩むという例があります。本市でも、説明会等では制度をご理解いただいても、「そのうち登録しよう」と思ったまま登録に行っていない方もおられるようです。また、何となく分かるが登録する意味がよくわからないという声もお聞きます。啓発の方法や機会を充実し、時間外窓口を設ける等、登録しやすい工夫を続ける必要があります。

・5年の期限

登録期限は5年です。本市では、「5年後に登録者の状況が変わっている」かもしれない。もしご本人が望んでいない状況で(例えば、離婚や別居、単身で住民票は異動せず長期入院をした方の家に次の住人がいるなど)住民票登録地に住所や名前が入った手紙を市から送付し続けることは好ましくないといった理由で期限を5年にし、期限前に通知する予定にしました。一方、阪神間で今後導入を予定している市が登録期限をなくしています。今後も引き続き情報収集が必要です。

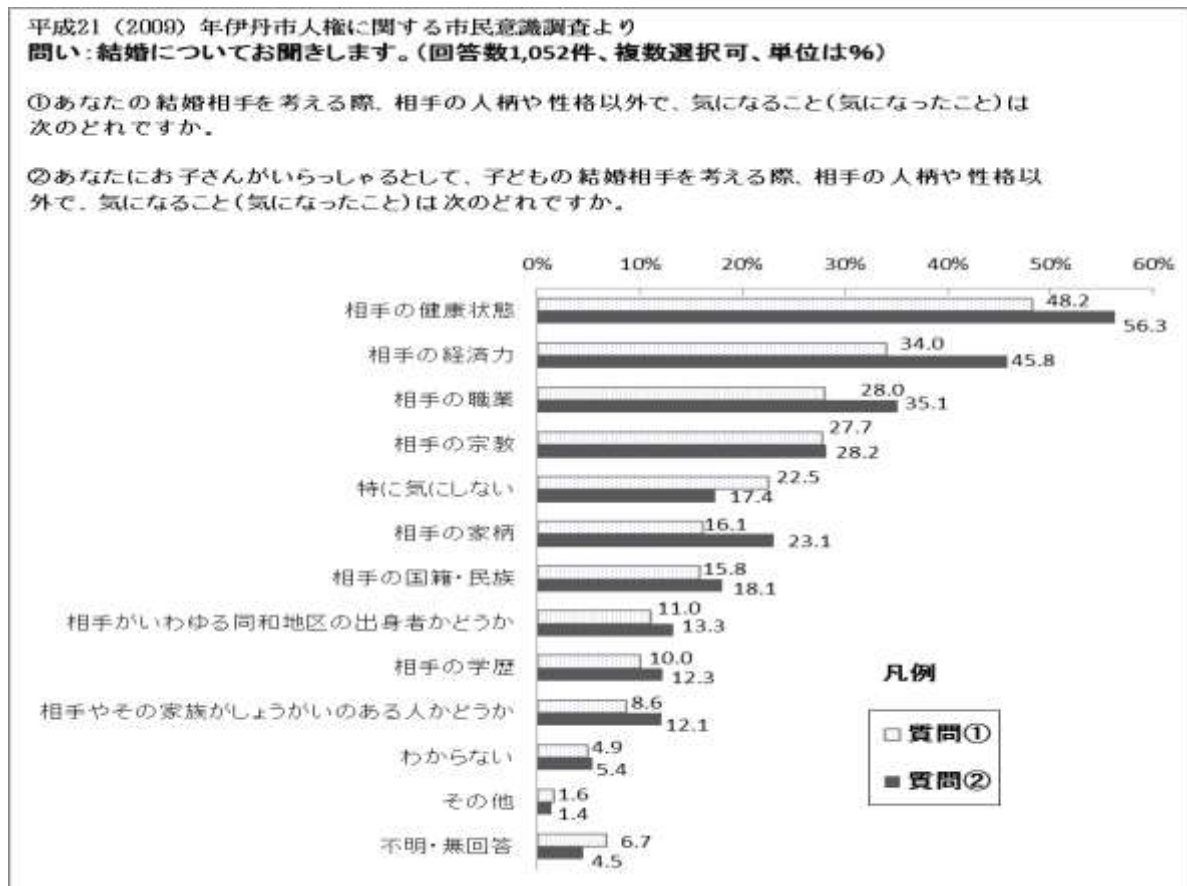
・更新手続き

5年の期限前に市から継続のお知らせを送付しますが、「一から同じ手続きを再度するのは大変」というご意見もあり、本人確認とご本人の意思確認について、簡易に更新できる方法など、今後の課題として検討を続ける予定です。

IV. 知らないうちに加害者にならないために

本市が平成21(2009)年に実施した「人権に関する市民意識調査」によると、「結婚相手を考える際、相手の人柄や性格以外で、気になること」の問いに、「特に気にしない」(22.5%)とする回答より割合は低いものの、「相手の国籍や出身、家柄」を気にするという回答がそれぞれ10%~16%ありました。

また、「自分の結婚相手」よりも「自分の子どもの結婚相手」では、「気にする」という回答が各項目とも上回っていることがわかります。=下グラフ参照



選択肢には人権課題に関係するものが複数あります。もちろん、意識調査で「気になる」と回答があったとしても、どう行動するかは分かりません。

結婚の際に現れやすいのがこういった人権課題への意識です。本来本人同士の合意に基づいて行なわれるのが結婚です。お互いが直接話し合い、相手の人権を尊重する。自ら、知り、近づくことで、「気になること」が「相手の立場を理解すること」へと変化するのではないのでしょうか。

しかし、一部の人がその話し合いをすることなく、「気になること」を避けたい、という思いで、金銭を支払って身元調査を依頼してしまい、結婚差別につながる場合があります。

知らないうちに交際相手の親に自分のことを調査された。「子どものため」と思って自分の親に勝手に交際相手の身元調査をされた。そのことを知った時、幸せな気持ちで結婚できるでしょうか。

不正な目的で身元調査を依頼したり、引き受けたりすることは、人権侵害につながります。

結婚差別を引き起こす身元調査を商売として成り立たせる依頼者にならないことが大切です。知らないうちに人権侵害の加害者にならないために。

特設時間外受付実施一覧

(日時と会場)

- ・平成 27(2015)年 6 月 19 日(金)午後 5 時半～午後 7 時半＝北支所
- ・平成 27(2015)年 6 月 20 日(土)午前 10 時～午後 4 時＝人権啓発センター
- ・平成 27(2015)年 6 月 26 日(金)午後 5 時半～午後 7 時半＝神津支所
- ・平成 27(2015)年 6 月 27 日(土)午前 10 時～午後 2 時＝市役所市民課
- ・平成 27(2015)年 9 月 26 日(土)午後 4 時～午後 5 時半＝人権啓発センター

・本人通知制度についての出前講座

リーフレットを活用した人権研修の出前講座も実施しています。

●職場人権研修(出前研修)の感想から…

- ・本人通知制度について、戸籍や住民票が身元調査などで使われ、問題となっていたいきさつを、今回の研修を通じて初めて知りました。
- ・本人通知制度はただ第三者が取得したことを通知するのが目的ではなく、戸籍や住民票が悪用されるのを防止する抑止力となることも知ることができました。
- ・一人でも多くの人が登録することで、悪用しようとする人を抑制することができるのなら、ぜひ、登録したいと思った。
- ・本人通知制度について意味あるのかと思っていましたが今回の研修で大切さがわかりました。

・問合せ先

制度・登録について [市民課]

啓発資料、出前講座について [同和・人権推進課]

報告 平成 26 (2014) 年度に講じた人権教育・啓発推進の方策

≪平成26 (2014) 年度の実施内容≫

本市における人権教育・啓発は、市民自治部共生推進室同和・人権推進課、人権啓発センター、教育委員会事務局人権教育室を中心に実施しています。また、他の部局においてもその所掌事務との関連で人権に関わる各種の教育・啓発活動を行っています。さらに、人権擁護委員や伊丹市人権・同和教育研究協議会などの市民団体の参画や協働を得て、人権に関わるさまざまな活動を展開しています。

平成 26(2014)年度に本市が実施した人権教育・啓発推進に関する事務事業は、「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」の体系に基づき、14 頁以降で詳しく報告していますが、主な新たな取り組みや記念事業は以下のとおりです。

①「伊丹市 DV 防止・被害者支援計画～第 2 期 伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画～」策定

平成 21(2009)年 6 月策定の「伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」について、伊丹市男女共同参画審議会からの答申を受け、平成 27(2015)年 3 月に同計画を策定しました。第 2 期計画では特に、関係機関との連携の充実・強化、DV被害者が相談しやすい環境整備、若年層や市民への啓発の充実に取り組みます。(同人)(21 頁関連)

②『ふらっと』ふれあいセンター開館 20 周年

市民相互のふれあい交流を通じた人権啓発の場である『ふらっと』ふれあいセンターが開館から 20 周年を迎えました。広報番組「伊丹だより」にて平成 25(2013)年 12 月 15 日～21 日まで『市政情報番組』として放映され、1 階共同浴場、2 階交流センターともに人権・地域福祉の拠点として多くの高齢者を中心に利用されている様子が紹介されました。

●利用者のインタビューから

- ・開館当初から 20 年間利用しており、ここに来るのが生き甲斐になっている。
- ・ふれあいセンターに来て、皆に会うと元気が出る。おしゃべりする事が楽しい。
- ・現在 95 歳だけど、死ぬまで来ます。
- ・お友達が出来て本当に嬉しい。いつも感謝しています。

撮影当日は健康体操やコーラス、フラダンスやビリヤード、囲碁、将棋など賑やかに活動する様子や元気にインタビューに応える生の声を届けていただきました。

顔が見える市民一人ひとりのふれあいを通して、市民の人権感覚の高揚と温かい人間関係に支えられた心ふれあう共生社会の形成を目指して、かけがえのない居場所として多くの市民に利用されていることが確認できる機会となりました。(人セ)

③いじめ問題対策

各学校においては「学校いじめ防止基本方針」に基づき、年間 3 回のアンケート調査や教育相談等により家庭との連携のもと、その実態の把握に全力を挙げて取り組みました。

また「伊丹市いじめ防止等対策審議会」を 5 回開催し、教職員向けに「こころの理解講座」を

5 回、伊丹警察署と共同主催による「サイバー犯罪防止研修会(講師：兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課)」、神戸大学大学院人間発達環境学研究科主催による「学校におけるいじめ対策」シンポジウムを共催しました。(学指・総教)

④ロールプレイングによる職場人権研修の実施

一昨年度の、市役所への同和地区に関する差別問合せ事象を受け、平成 26(2014)年度の課題として、職員の人権意識向上に向けて、一時間のロールプレイングを含んだ研修を実施しました。職場人権研修で3か所の要望があり、市民自治部内実施を合せて7回実施しました。(同人・人教・人セ)

⑤女性初消防団採用

伊丹市消防団では平成 26(2014)年 10 月 1 日、伊丹市消防団初となる女性団員 7 人を採用しました。平成 27(2015)年 3 月には 7 人全員が応急手当普及員の資格を取得し、今後は市民の応急手当に関する正しい知識と技術の普及に努めるほか、防火思想の啓発などその他の消防団活動も行っていきます。(消総)

⑥「生活困窮者自立支援法」に向けて

平成 27(2015)年 4 月 1 日施行の「生活困窮者自立支援法」の趣旨に即した包括的な支援を行うことのできる体制を構築し、また支援実施にかかるネットワーク作りに向け関係各課と連絡会議を開催しました。(支管・自相)

《課題と今後の取り組み》

(1) 相談先の周知

「伊丹市DV防止・被害者支援計画～第2期 伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画～」の策定をしました。

DVをつくらない社会づくりが急がれますが、4人に1人の女性が配偶者からの暴力を受けている(平成26(2014)年内閣府調査)現実では、DV被害者が安心して相談できる環境づくりが大切です。

～DV相談件数からみる評価と課題～

平成 22(2010)年度に設置された伊丹市DV相談室への相談件数については、次頁の表のとおり年々増加しています。

相談件数の上昇には、以下の3つが要因として考えられます。

①啓発の推進によりDVへの認識が浸透し、「自分もDVを受けているかもしれない」という相談が増えてきたことが考えられます。これは、暴力を受けていてもあきらめていた女性がようやく相談にたどり着くことができるようになってきたと思われれます。

②リーフレットの配置や啓発活動により、相談先が周知されてきたことがあげられます。特に、商業施設や医療機関などにご協力いただいたことで相談室の周知がさらに増加しました。

③身近に相談できる場所があるということも安心感を増しているものと考えられます。

伊丹市DV相談室での相談件数

年度	平成 22(2010)	平成 23(2011)	平成 24(2012)	平成 25(2013)	平成 26(2014)
総相談件数	358	365	420	593	655
うちDV件数	314	346	399	574	582

一方、総相談件数とDV相談件数を比較しますと、その数に乖離が見られます。これは、デートDVやストーカーなどの相談の他、配偶者等以外の家庭内での暴力が含まれています。

様々な法制度により、暴力や虐待に関する相談先は増えてきました。しかし、子ども、高齢者、障がい者、配偶者やパートナーのどれにもあてはまらない、家庭内での家族間の暴力について、身近な相談先がないことがあります。暴力の問題だけを取り上げても、制度のすき間で悩んでいる人に対する課題がみえます。

他の人権課題についても、相談先の周知や、相談しやすい環境、相談先が少ない人権課題についての情報収集や連携等が必要です。

(2) 関係機関との連携、全庁的な取り組み

人権尊重のまちづくりのためには、関係機関との連携は欠かせません。

本市のDV対策に関しても、警察等の関係機関、庁内の関係機関とのネットワークが機能していることが重要であり、関係機関との密接な連携が本市の特徴ともいえます。また、被害者の安全のためには、全職員がDVを理解し、個人情報の管理やDVの発見等に取り組む必要があります。

一方、平成25(2013)年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され地方公共団体に合理的配慮を行うよう義務付けられました。同法は平成28(2016)年4月に施行されるため、施行に伴い十分かつ的確な対応ができるよう対策が必要です。担当課だけでなく、全職場での理解が急がれます。

(3) 日常業務での人権意識の向上

昨年度は、さまざまな職場から、リーフレットやチラシなどの発行物についての相談がありました。多かったのは男女共同参画についての内容でした。発行前に気にして確認していただくと担当者とも意見交換ができます。一方、発行されてから固定的な役割分担意識を感じ、慌てることもあり、今一度「男女平等に関する表現指針」についての周知、または改訂等の必要性も感じられました。

また、申請書などの性別欄を不要であれば除く、または表現を工夫するなど、性的少数者の方への配慮をされているところもあります。「毎年使っているから」ではなくさまざまな人権の観点から日常業務をふり返ることが必要です。

(4) インターネットにおける人権についての更なる周知

平成 26(2014)年度 11 月には、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」

が成立し、嫌がらせ目的で元交際相手の裸の画像等をインターネット上等に公開するいわゆる「リベンジポルノ」に関して罰則を設けることなどが規定されました。平成 26(2014)年 6 月には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」が改正され「単純所持」の禁止が追加されました。国及び地方公共団体に、支援体制の整備や被害を未然に防止するための教育及び啓発などが求められています。本市の人権教育・啓発推進の取り組みと合わせ、以下の対応が必要と考えます。

①インターネットの特性を知り、使用についてのルールなどを、子どもから大人までが知るため、広く啓発することが必要です。文部科学省等からのリーフレットの活用や、インターネット掲示板モニタリング研修や、出前講座などの中で紹介する必要があります。

②「伊丹市 DV 防止・被害者支援計画」にも盛り込まれている、「学校等における教育・啓発の推進」の児童・生徒に発達段階に応じた男女平等観、男女共同参画の見方・考え方を形成する教育を推進、デートDV防止教育(自尊感情、自己肯定感を高める、対等な人間関係の築き方の教育)や、発達段階に応じた性教育、などの取り組みを進めることが、DVだけの計画推進ではなく、インターネットでの性被害者にも加害者にもならない、人権を尊重する教育とつながっていくと考えられます。

③相談先の周知。警察や、兵庫県、法務局など、被害にあった場合の相談先を分かりやすい方法で周知することが必要です。

1. 人権全般の普遍的な視点からの取り組み

〈1〉 差別を許さない都市宣言制定記念市民集会

市民一人ひとりがさまざまな人権課題を自らの課題として受け止め、差別のない明るい社会を築くことを目的として、平成 26(2014)年 11 月 1 日に伊丹アイフォニックホールで開催しました。今年度は、医学博士藤井輝明^{ふじいてるあき}さんを講師に迎え、「今を生きる」と題して、容貌ゆえにいじめられた体験、またそれをどう克服することができたか、前向きに生きることの大切さ等を語る記念講演を行ったほか、都市宣言朗読、人権作文・ポスター・標語入賞者表彰を実施し、321 人の参加がありました。



差別を許さない都市宣言制定記念市民集会

【差別を許さない都市宣言制定記念市民集会事業 921120】(人教)

●参加者のアンケートから「差別を許さない都市宣言制定記念市民集会」

- ・たくさん若い人、子ども達が表彰されるのを見て希望が持てました。
- ・小中学生、高校生の若い世代の子ども達が人権意識の高いことに驚きました。
- ・藤井さんのご両親の温かなプラスの言葉がけ(あなたの顔はチャームポイント、縁起のいい膨らみ)が心に響きました。子を持つ親として言葉がけを大切に育てていきたいです。
- ・偏見を持たないで、「ありのまま」を認めることが何事でも大切だと痛感しました。

※アンケート結果より、「たいへん満足だった」「まあ満足だった」の割合=92.9%

〈2〉 人権啓発講座「ハートフルコンサート」

人権啓発推進委員の事業として平成 26(2014)年 7 月 1 日に開催しました。講師に 2 歳のとき病気が原因で失明した立木早絵^{たてきさな}さんを招き、トーク&コンサート「さらなる一步を踏み出そう！」をテーマにチャレンジ精神豊かに、トライアスロンやキリマンジャロ登頂などに果敢に挑戦した数々の経験談や、日ごろから大切にしていることなどについての話とピアノの弾き語りで講演をいただきました。授業の一環として参加した伊丹市立北中学校 2 年生を含め、計 385 人の参加がありました。【人権啓発推進委員会 921105】(人教)

●参加者のアンケートから 人権啓発講座「ハートフルコンサート」

- ・立木さんのまっすぐできれいな心に触れることができ、とても感動しました。今の自分に感謝し一歩懸命に生きていこうと強く思いました。
- ・『心のバリアフリー』は、とてもいい言葉ですね。

〈3〉 第 10 回人権フェスティバル

平成 26(2014)年 9 月 27・28 日の両日、人権啓発センター『ふらっと』にて、市と実行委員会の共催による第 10 回人権フェスティバルを開催しました。27 日は人権講演会「『キム・ホンソンという生き方』～在日コリアンとして、障がい者として～」と題して、大阪国際大学非常勤講

師の^{キムホンソン}金洪仙さんの講演。夕方からは児童館広場で、人権センター登録グループの発表や模擬店・バザーを実施し、夕涼みをしながら楽しい交流の場となりました。28日は人権と平和のウォークラリーで地域の歴史や平和について学ぶとともに、舞台発表では7つの団体の発表があり、最後には『生き様を語り継ぐ』というタイトルで、部落差別に負けず絆を深めてきた時代を迫真の演技で演じられ、一同心打たれながらフィナーレとなりました。

2日間で延べ678人の参加がありました。(人セ)

〈4〉 人権啓発標語

市民一人ひとりが人権問題を自らの課題として受け止め、人権の大切さについて理解を深めることを目的に、人権啓発標語を募集しました。平成26(2014)年度は3,178点(前年度2,736点)の応募がありました。優秀作品7点と入選作品5点については俳画を作成し、市役所1階ロビーや人権啓発センター等で展示しました。【人権啓発標語募集事務921121】(人教)

平成26(2014)年度人権啓発標語

優秀作品

会わないと 心のLINEは つなげない
命には リセットボタン ついてない
変えてみる 言葉と態度 私から
我慢せず 抱えこまずに 相談を
育てよう 人権感覚 我が家から
その言葉 あなた自身を 映してる
ちがうんだ あなたの「ふつう」と 私の「ふつう」

入選作品

「ありのまま」 あなたらしさが すばらしい
変わろうよ 変えてみようよ 自分から
きめつけの 心の奥に 差別の芽
「それはだめ」 言える勇気を 育てよう
つながろう 画面ではなく 目を合わせ



優秀作品の俳画

〈5〉 人権作文・ポスター

次代を担う小・中学生が、人権に関わる作文やポスターの表現活動をとおして、人権尊重の重要性・必要性についての理解を深めることを目的として、人権作文と人権ポスターを募集しました。平成26(2014)年度は人権作文5,654編(前年度5,980編)、人権ポスター651点(前年度949点)の応募がありました。中学生の人権作文4,637編(前年度4,482編)のうち優秀作品を全国人権擁護委員連合会が主催する全国中学生人権作文コンテストに応募しました。

優秀作品は、「人権週間記念作文集」に収録し、学校教育の資料として、また児童生徒等を通じて保護者に配布し、家庭における話し合いや研修会等における研修資料として積極的な活用を図りました。【伊丹人権擁護委員協議会負担金事務(伊丹人権擁護委員協議会事業の助成)921119】【人権作文・ポスター募集事務921122】(人教・同人)



人権週間記念作文集

〈6〉 人権教育指導員

幼児期の教育、学校教育、および社会教育における人権教育に識見がある市民を人権教育指導員に委嘱し、学校・地域・団体からの希望に応じて、研修等の講師や助言者として派遣しています。平成 26(2014)年度は 95 回(前年度 112 回)の研修等に派遣し、延べ 4,213 人(前年度 4,192 人)の参加がありました。【人権教育指導員派遣事業 921106】(人教)

人権教育指導員派遣研修会 「課題別」集計表(過去4年分)

課 題	平成 23 (2011)年度		平成 24 (2012)年度		平成 25 (2013)年度		平成 26 (2014)年度	
	派遣 者数	割合	派遣 者数	割合	派遣 者数	割合	派遣 者数	割合
女性	1	1%	4	4%	4	4%	3	3%
子ども	18	18%	39	35%	39	35%	41	43%
高齢者	1	1%	2	2%	2	2%	0	0%
障がい者	6	6%	11	10%	11	10%	8	8%
同和問題	34	34%	20	18%	20	18%	27	28%
外国人市民	8	8%	4	4%	4	4%	3	3%
感染症患者	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
さまざまな人権問題	15	15%	28	25%	28	25%	13	14%
上記以外の研修	16	16%	4	4%	4	4%	0	0%
合計	99		112		112		95	

〈7〉 人権啓発推進委員

地域における人権啓発活動を推進するため、小学校区ごとに啓発活動に取り組む市民を人権啓発推進委員に委嘱しています。委員はそれぞれの地域で人権研修会等を企画し、平成 26(2014)年度には延べ 23 回開催し、延べ 896 人の参加がありました。また、人権啓発講座「ハートフルコンサート」においては、講師選定の段階から企画運営に参加しました。さらに、資質向上のため、学習会や管外研修等を実施しました。【人権啓発推進委員会 921105】(人教)

〈8〉 視聴覚教材の貸し出し

学校・家庭・地域・職場等の人権学習教材として、さまざまな人権課題に関するVHS・DVDを貸し出しています。平成 26(2014)年度は新たにDVD14 作品を(次頁表参照)人権教育室、人権啓発センター『ふらっと』、同和・人権推進課、伊丹市人権・同和教育研究協議会で購入等しました。貸し出しにあたっては、作品ごとに研修方法を例示して利便性を高めるとともに、各種研修の開催時に貸し出し目録を配布するなど周知を図り、平成 26(2014)年度には 248 件(前年度 249 件)の利用がありました。【視聴覚教材貸出事務 921108】(人教)

平成 26 (2014) 年度の購入等作品

タイトル	内容	上映時間	制作年
あなたに伝えたいこと	「インターネット時代における同和問題」がテーマ。主人公の結婚話を中心に展開。ネット上の情報だけではなく実際にふれあう中でお互いを正しく知り合うことが同和問題やすべての差別をなくしていくために重要であることを明るい希望とともに伝える。(45 頁写真)	36 分	平成 26 (2014) 年
同和問題 ～過去からの証言、 未来への提言～	我が国固有の人権問題に焦点を当て、国や地方公共団体、企業等のさまざまな団体における人権教育・啓発に携わる職員等が身に付けておくべき同和問題に関する歴史的経緯、当時の社会情勢、問題の本質等について分かり易く簡潔にまとめている。	61 分	平成 26 (2014) 年
映像で見る人権の歴史Ⅱ 江戸時代の身分制度と差別された人々	新しい研究の成果と教科書記述の変化をふまえ、発見された最新の史料を活用して映像化。教科書で授業を進めるときの補助教材あるいは社会啓発を行う場合の学習教材として活用できる。小学生版、中学生以上版の 2 タイトルで編集。	15 分	平成 25 (2013) 年
カラフル	「“人権“の問題は“人間”の問題」。私たち一人ひとりが生きていく日々の中に存在する。両親と人生の巣立ちのときを迎えた子どもたちとの会話を通じて、フリーター、性同一性障害などの人権問題を取り上げる。	31 分	平成 26 (2014) 年
imagination 想う つながる 一 歩ふみだす	舞台は小さなラジオ局。さまざまな人が番組を聞きながら、心を通わせる一歩を見つけていく。いじめ問題、同和問題、障がい者の人権をテーマに互いが人権を尊重し合って生きていくことを考える。	34 分	平成 26 (2014) 年
あなたがあなたらしく 生きるために 性的マイノリティと 人権	多くの性的マイノリティが生きづらさを感じている。誰もがありのままを受け入れられ自分らしく生きたいと望んでいる。性的マイノリティについて人権の視点で理解を深める入門編。	30 分	平成 27 (2015) 年
セクシャルマイノリ ティ理解のために ～子どもたちの学校 生活とところを守る ～	クラスにひとりはいはいる「セクシャルマイノリティ」。「どう向き合えばいい?」「どんな言葉がかけられる?」子どもたちが向き合う状況を理解し、適切なケアをするために教育や支援にたずさわる人、必見。	56 分	平成 21 (2009) 年
秋桜の咲く日	「目に見えにくい違い」の一つとしての発達障害をとりあげる。発達障害のある人の生きづらさや痛みを伝えるとともに「違い」が生み出すプラスのエネルギーをコスモスの花々と重ね、「ともに生きることの喜び」を伝える。	34 分	平成 26 (2014) 年
スマホの安全な使い 方教室	スマホを介して子どもたちはいつでもどこでも他人とつながることができる。しかし、スマホを介した SNS でのトラブルも増加している。個人情報取り扱い、SNS に潜む危険など最新のトピックを取り上げ、スマホの安全な使い方を学ぶ。	23 分	平成 27 (2015) 年

未来を拓く5つの扉 ー全国中学生人権作文コンテスト入賞作品朗読集ー	全国中学生人権作文の入賞作品の中から5編の作文を朗読してアニメーションやイラストで紹介。①本当の国際化とは ②電車内に咲いた、笑顔の花 ③立ち止まる ④NO!と言える強い心を持つ ⑤絆 ⑥審査員長からのメッセージ	46分	平成27 (2015)年
なぜ企業に人権啓発は必要なのか	人権啓発を考えるためのヒントを、企業を舞台に日常の会社生活の1コマを切り取ったわかりやすいドラマとして構成。	24分	平成26 (2014)年
元気な職場をつくるメンタルヘルス5 ②自分でできるセルフコントロール	労働者を取り巻くストレス、その要因、疾病との関係をNIOHのストレスモデルで解説し、個人レベルのストレス対策やストレス状態への気づきと対処の大切さに言及。	25分	平成25 (2013)年
ハンセン病とは？ ハンセン病を正しく理解するために	ハンセン病問題の正しい理解のために兵庫県が作成。	30分	平成25 (2013)年
もういいかい ーハンセン病と三つの法律ー	3つの法律をもとに展開されたハンセン病の絶対隔離政策。療養所の中で何が行われ、入所者がどのような生活を送っていたのか。その仕組みと実態を検証し、100年にわたるハンセン病の歴史を描く。	104分	平成24 (2012)年

〈9〉 平和啓発事業

7・8月を平和月間として、「2014年平和を考える夏」リーフレットを21,000枚作成、配布しました。期間中、中央公民館や人権啓発センター『ふらっと』、ラスタホール、図書館などを会場に、平和について考える写真展や講演会、平和映画会などを伊丹市国際・平和交流協会と連携して実施し、平和の大切さについての啓発に努めました。【戦争と平和展事業 921201】【平和啓発事業 921202】(国平)

平和月間啓発事業一覧

※ [] 内は参加者数

事業名	実施日・(会場)	内容
平和パネル展 3・11メルトダウン ~大津波と核汚染の現場から~	平成26(2014)年 7月17日~23日 (ラスタホール)	日本ビジュアル・ジャーナリスト協会 出展 東日本大震災で被災した人々と福島原発の姿を展示[706人](国平)
平和アニメ映画会 「戦争が終った夏に」 ①「ヒロシマに一番電車が走った」 ②「つるにのって(とも子の冒険)」	平成26(2014)年 7月19日 (ラスタホール) 平成26(2014)年 7月26日 (きららホール)	子どもたちに戦争の悲惨さ、平和と生命の尊さを伝えるため、夏休み期間中に、アニメ映画を3作品上映しました。 [計114人](国平)
平和の語り部講座	平成26(2014)年 8月6日 (中央公民館)	市民の「語り部」による中国からの引き揚げ体験を講演。[70人](国平)

原爆および戦争犠牲者の冥福を祈り黙とう	平成 26(2014)年 8月6日・9日・15日	原爆および戦争犠牲者の冥福と核兵器のない世界を願い、各日時(6日午前8時15分、9日午前11時2分、15日正午)に1分間の黙とうの実施呼びかけを行いました。(国平)
平和を語るおはなし会 —絵本の読み聞かせ—	平成 26(2014)年 8月8日 (図書館南分館)	絵本「ひろったらっぱ」「むこう岸には」「ぼくのこえがきこえますか」「8月6日のこと」の読み聞かせをしました。[7人] (図書)
夏休みニコニコ子ども教室「平和映画会」	平成 26(2014)年 8月9日 (人権啓発センター)	「はだしのゲン」「戦場ぬ童」のDVDを上映し、戦争の悲惨さや歴史を学ぶ機会としました。[16人] (国平・人セ)
伊丹・平和の美術展	平成 26(2014)年 8月13日～18日 (いたみホール)	伊丹の芸術家のみなさんが、平和への祈りを込めて、絵画や写真・書などの作品を展示しました。[353人] (文振)
平和の鐘・カリヨンコンサート	平成 26(2014)年 8月15日 (有岡城跡史跡公園)	平和な社会を願い、平和の鐘の音を楽しむコンサートを開催しました。[315人] (国平)
平和を語るおはなし会 —絵本の読み聞かせ—	平成 26(2014)年 8月19日 (図書館北分館)	絵本「あの夏の日」「おかあさんの紙びな」「勇気の手をのばして(『十センチ平和-白根厚子詩集』より)」の読み聞かせをしました。[16人] (図書)

2. さまざまな人権課題への取り組み

(1) 女性

①男女共生教育及び生涯学習等の推進

学校園においては、性別にとらわれずさまざまな仕事に就くことができることや毎日の生活に何気なく組み込まれている男女のあり方に気付くことができるよう「男女共生教育ハンドブック」の活用等を通して男女共生教育を推進しました。(学指)

また、男女共同参画啓発のために以下のイベントを行いました。

▽男女共同参画週間パネル展＝内閣府の男女共同参画週間(6月23日～29日)にあわせて、市役所で啓発パネル展を行いました。

▽男女共同参画推進市民フォーラム＝平成26(2014)年11月実施。講演「自分を生きる第一歩！ワークライフバランスはじめます」等に53人の参加がありました。【男女共同参画推進市民フォーラム事業 921308】(同人)

公民館では市民講座「パパとキッズのプレイルーム」など、さまざまな角度から男女共同参画に関する学習活動を実施しました。(公民)

②女性の人権を尊重し、男女平等を推進する活動等の支援

女性・児童センターを拠点として、男女共同参画の推進や暴力の防止、女性の健康、性教育、男性の家庭力などをテーマに各種事業を展開しました。

「国際女性デー」(3月8日)にちなみ女性の地位向上を目的とするイベント「いたみミモザの日」では、記念講演「もっと知りたいフェアトレード～先進国と人もつなぐ～」や「ガールスカウト・オンブードと一緒にDVのこと、考えてみませんか?～わたしらしく生きるために～」などの催しに約865人が参加しました。

このほか、主な事業として、

▽「男女共同参画市民ウィーク」=(参加者137人)

▽「女性のための法律講座」=(参加者15人)

▽「女性のキャリアアップ支援講座」=(全3回、参加者48人)

▽「連携企画事業 地域の防災力を高めよう!」=(参加者74人)

▽「虐待・性暴力・DVを知ろう!学ぼう!」=(全2回、参加者73人)

▽「いやしの時間を持ちましょう」=(全3回、参加者107人)

▽「いのちのおはなし」=(全3回、参加者103人)を実施しました。

男女共同参画関係図書の貸し出し(図書567冊、雑誌270冊)、情報誌「ハート・メール」の発行(年4回)などを通して啓発を図りました。【女性・児童センター管理運営921307】

▽伊丹市男女共同参画推進委員会=各種団体の推薦10人と公募2人の委員により、啓発紙の作成や、団体と連携した研修を実施するなど広く男女共同参画意識を啓発する取り組みを行いました。【男女共同参画計画推進事業921301】

▽男女共同参画情報紙「com-com(コムコム)」=公募市民が企画・編集する情報紙を2回計8,000部発行し、市民の力を生かした啓発活動を行いました。【男女共同参画情報紙発行事業921305】(同人)

③政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

本市の審議会等への女性委員の登用拡大に向けて調査を行い、平成26(2014)年4月1日現在、全委員650人のうち女性委員は213人、全体に占める割合は32.8%で、前年に比べ0.6ポイント増加しました。(同人)

また、市職員の管理職総数に占める女性の割合は18.1%で、前年に比べ2.2ポイントの減少となりましたが、全国的には依然高い水準を維持しています。(人研)

④雇用の場における男女平等のための啓発

ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備や女性の能力活用など男女共同参画推進に積極的に取り組む市内事業所を公募し、平成26(2014)年度は有限会社中島樹木クリニックと社会福祉法人明照会あそか苑に「男女共同参画推進事業所表彰」を贈りました。あわせて「広報伊丹」等で取り組みをPRしました。【ワーク・ライフ・バランスの普及及び推進事業(男女共同参画推進事業所表彰事業)212601】(同人)

⑤女性に対する暴力への対応

「伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づき、伊丹市DV被害者支援事業ネットワークを中心に、主管者会議及び担当者会議を開催、情報交換や被害者対応の確認、ミニ研修を行うなど連携を深めました。

また、平成27(2015)年3月に「伊丹市DV防止・被害者支援計画～第2期伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」を策定しました。

▽伊丹市DV相談室(伊丹市配偶者暴力相談支援センター)＝「婦人相談員」(DV相談員)が被害者等の相談に応じ、関係機関との連携によりDV被害者の一時保護や自立支援等を行いました。(相談件数12頁詳細)【DV対策事業921302】

▽DV防止啓発パネル展＝内閣府主唱の女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)にあわせて、阪急伊丹駅前でDV防止啓発街頭キャンペーンを実施した他、市役所と図書館「ことば蔵」で啓発パネル展を実施しました。

▽DV防止セミナー＝市民、市職員等を対象とし、DV被害について理解を深め、DVの発見と対応について学ぶため、「DV被害の気づきと支援～窓口・相談現場での発見と対応」と題する講演会を開催しました。参加者数85人。

▽男女共同参画研修＝市職員等を対象とし、「DVについて」をテーマに研修を実施しました。参加者数44人。

▽DV相談窓口案内カード・ポスター＝DV被害者や周囲の人に相談窓口を周知し、早めの相談を促すため、カード14,500枚、ポスター800枚作成し、主に公的機関に配置、配布しました。(同人)



DV防止啓発街頭キャンペーン

⑥相談体制の充実と周知

女性・児童センターにおいて、各種相談に対応しました。

▽女性のなやみ相談＝日常生活上の悩みや心配事などについて、相談件数延べ127件(前年度91件)

▽女性のための法律相談＝女性弁護士が相談に対応、相談件数延べ61件(前年度55件)【女性のための法律相談事業921306】

▽女性のためのカウンセリング(フェミニストカウンセリング)＝家族との関係や職場の人間関係での悩み、自分の生き方での悩みについて、相談件数延べ214件(前年度225件)【女性のためのカウンセリング事業921303】

また、法務局・人権擁護委員と連携し、「女性の人権ホットライン」やDV相談窓口について、「広報伊丹」等で周知しました。(同人)

(2) 子ども

①子どもの権利に関する教育・啓発の推進

子どもの権利については、児童生徒の実態に即し、総合的な学習の時間や道徳の時間に学習に取り組んできました。また、子どもの権利条約の精神をふまえ、各中学校の生徒会の代表者が参加して、「魅力ある学校づくりのために生徒会ができること」をテーマに、「伊丹市中学校生徒会リーダーズセミナー」を行い、自由に自分の意見を表明し、交流しました。【伊丹市生徒会活性化推進事業 222108】(学指)

第 41 回伊丹市人権・同和教育研究大会を平成 27(2015)年 2 月 7 日に開催し、講演会では大阪府岬町立深日小学校校長の岡田耕治おかだこうじさんを招き、「対話からはじまる学びと変容」という演題で、子どもと対話するためのノウハウや子どもの本気とやる気を引き出すための具体的方法等とても貴重なお話を聞かせていただきました。【伊丹市人権・同和教育研究協議会 921102】(人教)

子どもたち自身が人権意識を持ち、暴力や犯罪から自分の身を守るための学習「CAP 講習会(子どもの安全対策推進事業)」を実施し、市内 17 小学校 3 年生 1,787 人の児童が受講しました。特に、危機対応能力育成や、「安心」「自信」「自由」の 3 つの権利を守ることを目指し、児童の自尊感情の育成を図りました。【子どもの安全対策推進事業 223205】(保体)

②幼児・児童・生徒への人権教育等の推進

学校園においては、「伊丹市人権教育基本方針」に沿って、命を大切に作る心や自尊感情等「生きる力」を育成するため、幼児・児童・生徒の発達段階や実態に応じて教育活動全体を通じて指導を行いました。また、保育所(園)においては、「伊丹市人権保育基本方針」に基づいて、子どもを権利の主体ととらえ、人権を尊重する保育に取り組みました。

就学前の園児に、あいさつや早寝早起き等の生活習慣や、生活上のきまりを守る等の社会性や自制心を身につけるための約束事を守ることにより、基本的な生活習慣の定着や規範意識の形成を図るため、「いたみっこのおやくそくカード」を活用しました。【豊かな心を育む道德教育、情操教育の推進 222100】【保育・幼児教育の充実 211200】

中学校 2 年生 1,780 人を対象とした地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」、小学校 5 年生 1,899 人を対象とした学習の場を教室から自然の中へ移した 4 泊 5 日の「自然学校」、小学校 3 年生 1,787 人を対象とした自然に触れ合う体験型環境学習である「環境体験事業」を実施しました。【「トライやる・ウィーク」事業 222107】【自然学校推進事業 222105】【環境体験事業 222104】

さらに、アイマスクと白杖を使ったり、車いすを使って移動したりする体験活動を通して、共に生きる社会について学習しました。(学指)

③児童虐待防止の取り組み

伊丹市要保護児童対策地域協議会のもと、代表者会議・主管者会議をそれぞれ開催するとともに、要保護児童等に対する協議を行う個別ケース検討会議を 214 回開催し、関係機関の連携・協力のもと、児童虐待防止に努めました。また、協議会の構成員を対象とした児童虐待対応専門研

修会を実施し、構成員の資質向上に努めました。

平成 26(2014)年度には 338 人(前年度 216 人)の児童虐待報告を受け、処遇検討会議を開催して早期対応に努めました。【児童虐待防止事業(伊丹市要保護児童対策地域協議会)211101】

児童虐待防止推進月間中に、中心市街地に横断幕の掲示や、市庁舎 1 階の窓口案内表示システムでのコンテンツの放映により虐待防止を呼びかけ、「広報伊丹」にも虐待防止啓発の特集を掲載しました。【児童虐待防止対策緊急強化事業 211103】

▽職員の資質向上＝職員の相談技術向上のため、相談業務を担っている職員がコモンセンスペアレニング(ほめて育てる効果的なしつけの方法)の研修を受講しました。

▽こんにちは赤ちゃん事業＝養育者の育児不安や虐待の恐れのある家庭の早期発見と支援を行うため 4 ヶ月までの乳児のいる家庭 1,764 件(前年度 1,891 件)の訪問を行いました。【こんにちは赤ちゃん事業 212203】(こ家)

▽すくすく育児相談＝育児、身体の発育・発達、栄養などの悩みに対して、気軽に相談できる窓口を設け、相談延べ件数 1,382 件(前年度 1,078 件)の相談を受けました。【すくすく育児相談 212304】(健政)

④いじめ問題への対応

いじめ防止対策推進法に基づいて、「伊丹市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を定めて、「伊丹市いじめ防止等対策審議会」や「伊丹市いじめ問題対策連絡協議会」、「伊丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会」を設置しました。これらの組織を十分に活用し、全市的にいじめ防止等のためのより実効的な対策を進めています。(学指・こ若・総務)

一方、毎年 7 月を「伊丹市いじめについて考える強化月間」とし、市民とともにいじめについて考える機会を持っています。(こ若)

▽子どもの人権 SOS ミニレター＝いじめや虐待などを受け、親や先生、友達にも相談できずにいる子どもたちの悩みや人権問題を、手紙を通して解決を図る「子どもの人権 SOS ミニレター」事業では、平成 26(2014)年度は、神戸地方法務局伊丹支局管内で 84 通(前年度 82 通)の手紙に返信対応しました。【伊丹人権擁護委員協議会負担金事務(伊丹人権擁護委員協議会事業の助成)921119】(学指・同人)

▽伊丹市いじめ対策リーフレット＝いじめ問題の解決に向けて、学校、家庭、地域等が取り組む具体的な対応策をまとめたリーフレットを作成し、市内各学校の児童生徒、保護者、関係機関等に配布し、学校、家庭、地域が連携した取り組み充実を図りました。

▽伊丹市ネットいじめ対応マニュアル＝また、ネットいじめを防止するため同マニュアルを作成、小学校 5 年生とその保護者に配布しました。さらに、教育委員会に「子どもの携帯等に関する問題対策会議」を立ち上げ、ネットいじめを含む児童生徒の被害防止等の取り組みを進めています。(学指)

⑤子どもの非行防止、健全育成活動の推進

伊丹市青少年問題協議会において「少年非行防止部会」の庶務担当により非行の未然防止のた

めの活動について報告を行いました。【青少年問題協議会の運営 213111】（こ若）

青少年の非行防止と健全育成のため、少年愛護センターを中心に各関係機関が連携して各事業を展開しました。少年愛護センターでは、毎月「センター通信」を約 5,350 部作成し、各学校、警察、自治会等に配布し、青少年の健全育成に関する広報・啓発を行いました。また、「環境浄化・非行防止」ポスターを作成し、地域の掲示板や公共施設に掲示するとともに、非行防止等啓発チラシや少年補導委員 P R チラシを作成・配布し、非行防止の啓発、少年補導委員活動の周知に努めました。「自転車も交通ルールを守って安全に!」手渡しカードを 1,420 枚作成し、安全な自転車の利用についての啓発も行いました。さらに、少年補導委員延べ 6,020 人が「青少年街頭補導活動」を展開し、子どもの非行防止、健全育成に寄与しました。【青少年健全育成関係広報啓発事業 213106】【青少年街頭補導事業 213104】

また、青少年をとりまく有害環境を改善するため、白ポストによる有害図書類の回収を行うとともに、少年補導委員の協力のもと兵庫県青少年愛護条例に基づいた有害環境実態調査を実施しました。【青少年健全育成・環境浄化事業 213105】（少セ）

⑥障がいのある幼児・児童・生徒への支援

就学前から就労までの一貫した特別支援教育の推進をめざして教育、医療、福祉、労働等の関係機関の担当者が集まり、平成 20(2008)年 3 月に策定、平成 25(2013)年 4 月に改訂した、改訂版「今後の特別支援教育のあり方について」（基本方針）に基づき、校園内支援体制と具体的な指導支援の充実を図りました。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、関係機関等との連携による一貫した支援により、特別な教育的ニーズのある幼児、児童、生徒のみならず、すべての子どもについて自立の実現を目指しています。（学指）

公立保育所（園）・認定こども園において、発達に支援を必要とする児童が、集団生活の中で他の児童と共に育ち合い、児童の成長を促進することを目的として、専門スタッフの協力を得ながら、延べ 1,347 人の児童に対し、発達の状況に応じた支援を行いました。【統合保育事業 211311】（保育）

放課後児童クラブにおいては、障がい児も安心して利用できるよう、必要に応じて支援児加配指導員を配置しており、平成 26(2014)年度は障がい児 50 人が児童クラブを利用し、支援児加配指導員は 32 人を配置して、良好な保育環境の確保に努めてまいりました。【放課後児童クラブ事業 211401】（こ家）

発達支援・早期療育に関する観察、相談を実施する指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者「たんぼぼ」において、発達が気になる子どもとその保護者への育児支援を行い、平成 26(2014)年度の体験保育利用者延べ 1,048 人、相談支援 4,528 人（内、専門相談 147 人（前年度 168 人））、研修を 2 回行いました。【たんぼぼ（指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者）運営事業 211308】（こ家）

小・中学校においては通常学級に在籍し、発達に支援を要する児童生徒に対し、小・中学校に「特別支援教育支援員」を配置し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行いました。【特別支援教育支援員配置事業 221506】

自然とのふれあいや社会性を養うことなどをめざして、伊丹特別支援学校小学部児童3人、中学部生徒9人、高等部生徒8人が1泊2日で「障害児の自然体験活動」を、また伊丹特別支援学校及び小中学校特別支援学級の児童生徒102人が、「なかよしキャンプ」を行いました。【障害児の自然体験活動推進事業 221504】 【なかよしキャンプ事業 221502】

▽就学指導委員会＝就学指導委員会では、保護者との十分な話し合いのもと、幼児・児童・生徒の実態に応じた適切な就園相談110件(前年度97件)・就学相談179件(前年度192件)に対応し、就園・就学先との連携を進めました。【就学指導委員会事務 221505】(学指)

⑦家庭の子育て支援の推進

「教育の原点は家庭にある」という視点のもと、家庭の教育力を向上させるため「だんらんホリデー」を市民ぐるみで行うとともに、「家庭教育学級」を開催し、4か月児健診時1,761人、3歳児健診時1,858人、小学校入学説明会時3,880人、中学校入学説明会時1,212人の保護者などに家庭教育の大切さを啓発しました。【だんらんホリデー事業 212106】 【草の根家庭教育推進事業 212102】(社教)

▽育児ファミリー・サポート・センター事業＝安心して育児ができるような環境整備を図りました。会員数は協力会員464人(前年度439人)、依頼会員1,555人(前年度1,557人)、両方会員352人(前年度374人)、計2,371人(前年度2,370人)で、学童保育の迎え、帰宅後の預かりなどを行いました。【育児ファミリー・サポート・センター事業 212214】

さらに、子育てに関する相談や子育て中の親子の出会いの場とする「地域子育て支援拠点事業」を市内8ヵ所で計116,614人(前年度111,938人)が利用し、また、幼稚園や保育所・地域における親子交流の場である「みんなのひろば事業」へ10,467人(前年度10,766人)、親子が集団のなかで育ちあい学びあう場である「そだちのひろば事業」へ3,644人(前年度2,534人)が参加したほか、子育てボランティアの育成支援や子育てサークル支援事業などさまざまな子育て支援事業を実施しました。【地域における子育て支援ひろば事業の推進 212210】 【子育て支援センター事業 212206】(子支)

また、発達に支援の必要な子どもたちが放課後を楽しく過ごす手がかりになるよう、「支援の必要な子どもたちのための放課後情報集」を伊丹市障害者地域自立支援協議会こども検討会で作成し、市のホームページで公開しています。(子支)

公民館では、家庭教育支援事業としてギャラリーの空きを活用し『子育てサロン』を実施しています。スタッフとして「家庭教育アドバイザー」が入り、子育ての相談に応じる等、情報交換や仲間作りの場となっています。【子ども育成事業 211403】(公民)

⑧相談体制の充実と周知

スクールカウンセラーを全市立小・中・高等学校に配置し、児童生徒をはじめ教職員や保護者のカウンセリングを行いました。【スクールカウンセラー活用事業 222203】(総教)

また、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを教育委員会事務局に配置し、不登校、虐待、問題行動等の背景にある学校、家庭における環境改善、課

題解決に向け、関係機関と連携した取り組みを推進しました。【スクールサポート事業 222201】
(学指)

少年愛護センターでは、平成 26(2014)年度「なやみの相談」クリアファイルを 9,650 枚作成し、市立小学校 1・5 年生の児童及び中学校・特別支援学校全生徒に配布し、小学校 2・3・4・6 年生の児童には「なやみの相談」カードを配布し相談活動の P R を行いました。また、不登校や問題行動を示す児童生徒について総合的・専門的な見地から合同教育相談を実施しました。さらに、少年進路相談員が進路変更や再就職への相談活動として、延べ 263 人(前年度 195 人)について、情報交換や相談を行い、適切な進路相談に努めました。【青少年問題相談事業 211501】(少セ)

▽家庭児童相談室＝児童虐待等子どもを取り巻くさまざまな問題に対し、家庭その他から 1,069 人(前年度 972 人)の相談に応じ、必要な援助を行い、子どもの福祉と権利の擁護に努めました。【家庭児童相談室事業 211102】(こ家)

(3) 高齢者

①高齢者の尊厳を保持する啓発の推進

▽家族介護教室＝高齢者を介護している家族や民生委員等を対象に、介護方法・介護予防・介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得することを目的として開催し、346 人参加がありました。【家族介護教室事業 132217】

▽認知症サポーター養成講座＝認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する同養成講座を市内で 16 回開催し、延べ 253 人の参加があり、認知症に関する知識の普及に取り組みました。【認知症相談支援等事業 132225】(介保)

②共に生きる社会を目指す福祉教育の推進

小学校において、社会科や総合的な学習の時間に地域の高齢者から昔の話や遊びについて聞く会を位置づけ交流を図りました。また、七夕の集いや体育大会などの行事に地域の高齢者を招待し、一緒に給食を食べるなど各学校の実態に即した取り組みを行いました。

③高齢者の権利擁護の推進

▽伊丹市福祉権利擁護センター＝平成 23(2011)年にいきいきプラザ内に設置。認知症や精神障がい、知的障がい等により判断能力に支援が必要な人が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、相談や支援をはじめ、権利擁護の人材育成や広報・啓発に取り組みました。平成 26(2014)年度中の相談件数は 411 件(前年度 415 件)でした。

▽権利擁護市民講演会＝平成 27(2015)年 2 月に福祉権利擁護センター主催で開催。支援を拒否する人への権利擁護支援について学ぶイベントに 120 人の参加がありました。

▽成年後見制度の利用支援＝制度の認知度向上に向けた出前講座を実施し市民啓発に取り組みむとともに、親族による支援を得ることが困難な要援護者等については、市長から成年後見の審

判開始の申し立てを行い、自立した日常生活を営むことができるよう環境整備を行っています。

【成年後見制度利用支援事業(高齢者)131303】

▽高齢者虐待の防止＝地域・高年福祉課、地域包括支援センターを中心に各関係機関が連携して高齢者虐待防止ネットワークを形成し、早期発見と対応に取り組みました。(地高)

④高齢者の社会参加、生きがいづくり、就労のための支援

老人クラブが行う生きがいと健康づくりのための活動に対して補助し、地域を基盤とする高齢者の社会参加を支援しました。【老人クラブ等補助事業 132301】

また、高齢者の就業機会を確保し、知識と経験の活用と社会参加の促進を図るため、シルバー人材センターの活動に対して補助しました。会員数は平成 26(2014)年度末 2,940 人で、対前年度末比では9人の微増となりましたが、会員が一人でも多く就業ができるよう就業開拓等に努めた結果、就業実人員・就業延人員・就業率ともに増加し、会員の就業機会が増えました。【就労支援事業 132305】(地高)

⑤福祉のまちづくりの推進

市民・事業者等との協働により、地域社会における支え合い活動体制の整備を行いました。これまでに211の事業所と地域見守り協定を結んだほか、引き続き救急情報安心キットの配布、地域ふれ愛福祉サロン事業の実施に取り組みました。【地域支え合い体制づくり事業132227】(地高)

⑥相談体制の充実と周知

地域包括支援センターと市内9か所の介護支援センターでは、高齢者の権利擁護をはじめとして、介護、福祉サービス、健康維持など暮らしに関わるさまざまな相談を受け付けました。また、認知症にやさしい地域づくりをめざすことを目的として、認知症に関する相談を受け付けました。【地域包括支援センター運営事業 132202】 【認知症相談支援等事業 132225】(介保)

(4) 障がい者

①自立と社会参加の促進を目指す啓発等の推進

伊丹市の障がい者施策の中核施設である障害者福祉センター(アイ愛センター)は耐震補強等工事のため閉館しておりましたが、当センターにおける福祉情報の提供、交流・啓発事業、生活支援事業など、障がい者の自立と社会参加の促進を図るさまざまな事業は伊丹市立地域福祉総合センター(いたみいきいきプラザ)をはじめ、他の公共施設において引き続き実施しました。障害者福祉センター機関紙「ポテトサラダ」を発行し、市内各関係機関に配布し啓発に努めました。

交流・啓発事業として、障害者週間(12月3日～9日)にあわせて、障がい児・障がい者の作品展を平成26(2014)年12月3日から12月9日まで開催しました。また、12月13日には障がい者フェスティバルを開催し、障がい者による出し物、フリーマーケット等を通して交流を図り、延

べ 300 人の参加がありました。【障害者福祉センター管理運営事業 133103】（障福）

②障がい者の権利擁護の推進

差別を許さない都市宣言制定記念市民集会(14 頁詳細)(人教)

成年後見制度利用支援事業では、申立費用補助を 6 件、報酬補助を 3 件行いました。

さらに、伊丹市障害者虐待防止センターにおいて通報や相談に対応(平成 26(2014)年度通報件数 11 件)するとともに、障害者虐待防止体制整備として、障害者虐待防止連絡会の開催に取り組みました。また、啓発活動として、障害者虐待防止フォーラム～「生きる」を支える希望の支援～を開催し約 200 人の参加がありました。【成年後見制度利用支援事業(障がい者)131304】【障害者虐待防止対策整備事業 133105】（障福）

③就労等自立支援への取り組み

障がい者が職業準備性の向上を図るため、市役所等で一定期間、洗車や事務作業等の体験を行う障がい者就労チャレンジ事業を行い、12 人の障がい者が職場体験をしました。さらに、障害者福祉センターの清掃・管理業務(平成 26(2014)年度は障害者デイサービスセンター)について社会福祉協議会への委託により障がい者 6 人を引き続き雇用しました。また、その他公共施設の清掃・維持管理業務を障がい者就労継続支援事業所等へ委託し、障がい者の就労促進を図りました。【障がい者就労チャレンジ事業 133301】【障害者就労促進委託事業 133304】【障害者就労支援事業 133307】

平成 25(2013)年に施行された、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」に基づき、障がい者就労施設への発注拡大を図るため、平成 25(2013)年から毎年伊丹市行政職員と市内障がい者就労施設との情報交換会(お見合い会)を開催しており、平成 26(2014)年度の調達実績では役務の調達額 15,653,572 円、物品の調達額 769,793 円、全体の調達額 16,423,365 円でした。(障福)

④福祉のまちづくりの推進

障がい者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる環境を整備するため、既存住宅の障がいに対応した改造に要する経費を助成する事業を実施しました。平成 26(2014)年度の利用はありませんでした。(前年度 4 件)【障がい者住宅改造費助成事業 133211】

障がい者の社会への参加を実質的なものとし、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにする事業の一つとして手話通訳士を市役所とアイ愛センターに設置し、要約筆記・手話奉仕員の派遣を実施しています。また、ケーブルテレビ「伊丹だより」で紹介されました要約・筆記について知ってもらい、新たなボランティアの担い手が増えることを期待しています。【障がい者地域生活支援事業 133209】（障福）

⑤相談支援体制の充実と周知

市内 4 か所に相談支援事業を委託し、障がい者やその家族などからの幅広い相談に応じ、必要

な情報提供や生活全般に関する相談支援を行いました。平成 26(2014)年度は 4,192 人(前年度 3,148 人)の相談に対応しました。平成 24(2012)年 4 月の改正障害者自立支援法施行により創設された、障害福祉サービス等の利用希望者の相談に専門に応じる指定特定相談支援事業者として、市内計 13 か所(前年度 8 か所)の事業所が指定を受け、計画相談支援の拡充化が図られました。
【障がい者相談支援委託事業 133102】(障福)

(5) 同和問題

①人権を尊重する教育の推進

法の下での平等や個人の尊重等人権一般の普遍的な視点からの取り組みや個別の人権課題を総合的に推進することが求められています。伊丹市では、今までの同和教育で培ってきた成果を生かし、人権教育に取り組んできました。とりわけ、保育や教育に携わる者が、同和問題を正しく認識することが重要であるとの考えのもと新規採用教員等人権教育研修会を人権啓発センターで行い、106 人の参加がありました。また、学校園において人権教育指導員等当事者の講話やグループ討議の実施により教職員の識見を高め、教育活動に生かしました。【人権研修事業 223303】(総教)

▽伊丹市人権・同和教育協議会全体研修会＝平成 26(2014)年 7 月 23 日に、フリーライター かどおかのぶひこ 角岡伸彦さんに「部落問題の過去・現在・未来」と題して講演していただきました。「差別は自然になくならない」「参加者のみなさんも部落に関係ないと思わないで関係者になってほしい」等、部落問題について分かりやすくお話しいただきました。【伊丹市人権・同和教育研究協議会 921102】(人教)

②差別意識の解消に向けた啓発の推進

平成 26(2014)年 12 月 5・6 日、人権啓発センター『ふらっと』で映画会を実施し、精肉店を家業とする一家のドキュメンタリー「ある精肉店のはなし」を上映しました。これに合わせて、12 月 6 日にはこの映画を監督した はなぶさ 額縁あやさんの講演会「精肉店を舞台にしたドキュメンタリー映画を監督して」、12 月 4～10 日にはパネル展『うちは精肉店』を開催しました。

映画会、講演会、パネル展で延べ 460 人の参加がありました。(人セ)

●参加者アンケートから

- ・牛を「殺す」でなく「わる」という言葉を初めてききました。実際に映像で見ると最初は驚きとショックだったけれど、命を頂くことをあらためて重く受け止めなければと思いました。太鼓作りの様子も興味深く拝見しました。
- ・私たちはいろんな命をいただいていると感じました。命の大切さを知りました。いろんな人に感謝したいです。
- ・温かい家族のつながりは差別の中を生き抜いた強さがつくりあげたものであることがよくわかりました。

また、職場人権研修では平成 24(2013)年度に実際起こった事例をもとに一時間程度のロールプレイ形式で研修を行い、職員の人権感覚の向上を図りました。(同人・人教)

●参加者アンケートから

- ・事例に基づく説明を受け、今後の対応に活かせるスキルを短い時間ながら得られたと思います。
- ・普段の研修と違い、より実践的な内容で考えることが多かった。本日勉強したことを忘れず、職場で活用したいと思います。
- ・思っていたよりも、職員の考え方や対応に差があることを感じた。
- ・具体的な事例をもとに個人個人が考える研修であった点が良かった。

③交流・協働の推進

ふれあいセンターにおいて、健康体操やビリヤード、囲碁、将棋、人権学習会などを通して、高齢者が集い、人権と健康を大切にすふれあい交流の場としての事業を実施しました。年間延べ9,265人の利用がありました。【ふれあいセンター管理運営業務921115】

また、ふれあいセンター1階の浴場では、住民のふれあい交流を通して共生社会の形成を図り、29,318人の利用がありました。【ぎょうぎ温泉管理運営事業921114】(人セ)

④事業者等の啓発活動の推進

伊丹市人権・同和教育研究協議会企業部会には市内 65 企業が加盟しています。同和問題をはじめ、さまざまな人権課題に対する啓発を進めました。(36 頁詳細)【伊丹市人権・同和教育研究協議会 921102】(人教)

⑤人権啓発センターにおける活動の推進

識字教室や市民パソコン教室、パソコンクラブ、交流カラオケ教室並びに市民健康教養教室などの人権文化市民講座を実施しました。【人権文化市民講座・啓発事業 921112】

小・中学生を対象に児童・生徒の身近な人権課題への学習、取り組みを通して子どもの豊かな感性を育成するため、子どもたちが体験から学ぶ人権講座(ジョイントクラブ)として、低学年のにじいろクラブ、高学年のスマイルクラブを開講しました。また、創作活動や地域の伝統文化を学ぶ場として太鼓クラブや三味線クラブを開講し、合わせて延べ 1,845 人の参加がありました。

【地域に学ぶ体験学習支援事業 921117】

小・中学校の保護者や市民を対象に、創作活動・ワークショップ等を通して人権学習を行いました。グループ合同のさまざまな参加体験型人権学習会や全体会を実施し、延べ 141 人の参加がありました。また、家庭・地域・学校・行政の 4 者が参加する学習交流会で子どもを取り巻く大人の連携を図り、延べ 173 人の参加がありました。【学習交流育成事業 921118】(人セ)

⑥相談体制の充実と周知

人権啓発センターでは、住民の生活上のさまざまな相談や人権に関わる相談に応じて、行政サービスや制度などの情報を提供し、必要に応じて関係機関への紹介などを行い、延べ 253 件(前

年度 244 件)の相談に対応しました。また、人権センターでは、人権擁護委員による人権相談を月 1 回実施しました。【生活福祉等相談事業 921109】【伊丹人権擁護委員協議会負担金事務(伊丹人権擁護委員協議会事業の助成)921119】(人セ)

(6) 外国人

①国際化にふさわしい人権意識の育成を目指す啓発推進

多文化共生のまちづくりの推進のため、伊丹市国際・平和交流協会との連携により外国語講座や異文化理解講座など各種事業を実施し、異文化及び国際理解を深めました。

▽中国語講座(2 コース)=60 回実施。延べ 626 人参加 ▽英語講座=20 回実施。延べ 196 人参加【外国語・日本語講座事業 921402】

▽異文化理解講座「世界をのぞけば! ブラジル編」=講演と調理実習。全 2 回。延べ 31 人参加【国際・平和交流協会支援事業 921413】(国平)

②多文化共生教育の推進及び外国人児童・生徒への支援

市内小・中・特別支援学校国際理解教育担当者会において、異校種間で研修を実施しました。各学校においては、道徳、各教科、総合的な学習の時間等において、地域の人材を活用した外国人の講演会や諸外国の料理や遊びによる体験学習や調べ学習等を通して、児童生徒の多文化共生教育を推進しました。さらに、伊丹市国際友好都市の中国・佛山市との交流を積極的に行い、学生間の交流を深めました。【佛山市学生代表团受入及び中学生派遣事業 921407】

日本語指導や適応指導を必要とする外国人園児児童生徒が在籍する学校園に対して適応指導員を派遣し、個別指導及び同室複数指導を行うとともに、心のケア等の支援を行いました。指導員 13 人を、幼稚園 5 園、小学校 11 校、中学校 5 校、高等学校 1 校に派遣し、中国語 26 人、フィリピン語 7 人、韓国朝鮮語 3 人、ポルトガル語 3 人、英語 1 人、スペイン語 4 人、ネパール語 1 人の計 45 人の園児児童生徒に日本語指導・適応指導を行いました。【外国人児童生徒等受入事業 921406】(学指)

③出会いと交流の場づくり

▽外国人市民との交流会「花見の会」=伊丹ユネスコ協会と伊丹市国際・平和交流協会の共催。日本語教室で学ぶ外国人市民と日本語ボランティア講師を中心に参加者 36 人。

▽ハッセルト市学生代表团との交流=国際姉妹都市・ハッセルト市(ベルギー王国)の学生代表团(9 人)が本市を訪問し、市内施設の見学や伊丹市国際・平和交流協会主催の歓迎夕食会などを通して、市民レベルで両市の交流と親睦を深めました。【姉妹都市・友好都市交流事業 921414】

▽伊丹マダン=外国人市民と日本人市民との相互理解と交流を進めるため、市と実行委員会の共催により開催しました。韓国朝鮮や南インドなどの音楽・舞踊の舞台発表や中国、ルーマニアなど 8 か国の民族料理出店等があり、雨天ながら約 1,500 人が集う出会いと交流の場となりました。【伊丹マダン企画運営事業 921409】(国平)

④就労・住宅問題への取り組み

国際・平和課への就労に関する相談件数は11件(前年度9件)で、仕事探しや職業訓練などについてハローワークと連携した支援を行いました。また、住居相談件数は21件(前年度9件)で、市営・県営住宅の応募や家賃の支払い相談などについて通訳業務を行い、対応を図りました。【通訳業務 921411】(国平)

⑤市政への参画の推進

本市の人権施策について、人権教育指導者として2人の外国人市民が啓発を行っています。また、伊丹市人権教育・啓発推進会議において1人の外国人市民が委員となっています。【外国人生活相談支援事業 921412】(国平)

⑥相談体制等の充実、日本語学習及び多言語情報提供の推進

▽外国人市民相談＝国際・平和課が受けた相談件数は283件(前年度137件)で、相談内容別件数は下表のとおり (件)

教育・日本語	医療	仕事・給料	税金・年金・保険	育児・学校	住宅	生活	家庭問題	結婚・離婚	在留資格	その他
31	50	11	45	16	21	54	3	16	10	26

国籍別では中国(205件)が最も多く、次いでインド(17件)、ベトナム(13件)フィリピン(8件)などとなっています。【通訳業務 921411】【外国人生活相談支援事業 921412】

また、出会いの広場「伊丹マダン」では、行政書士による外国人市民のための生活相談コーナーを設けました。【伊丹マダン企画運営事業 921409】

▽多言語版「伊丹市生活ガイドブック&防災マップ」(平成25(2013)年度作成)＝日本語が不自由な外国人市民向けに、保険や税などの行政サービスや避難所一覧などの防災情報を4言語(英語、中国語、韓国朝鮮語、ポルトガル語)で記載した冊子(各言語64頁。リーフレット1枚付)を市民課窓口や日本語教室などで配布しています。

▽市ホームページの自動翻訳システム＝4言語(英語、中国語、韓国朝鮮語、ポルトガル語)での翻訳サービスにより、平成26(2014)年度は1,674件(前年度1,054件)のアクセスがありました。【自動翻訳システムの運営 921401】

▽外国人市民用生活情報紙＝希望者112人(中国語50人、英語28人、韓国朝鮮語15人、ポルトガル語19人)に対し生活情報紙を2回(10月、3月)郵送しました。【外国人市民用生活情報紙提供事業 921410】

▽日本語学習サロン＝日常生活に必要な日本語の習得を目的として、ボランティア講師による1対1の指導を基本に日本語を学びました。年間38回実施。受講者延べ471人、ボランティア延べ540人が参加。(国平)



日本語学習サロンの様子

(7) HIV感染者・ハンセン病患者等

各校において性教育や保健指導を実施したほか保健室便りなどを通じて、子どもたちに正しい知識・情報を伝え、エイズをはじめとする感染症の予防と、患者・感染者に対する偏見や差別をなくすよう、指導しました。また、厚生労働省や兵庫県が作成している「あなたはハンセン病のことを知っていますか？」や「ハンセン病の向こう側」のリーフレットを各学校へ送付するとともに、「HIV検査普及週間」及び「エイズ予防月間」を活用していく中で、HIVに関する正しい知識の普及・啓発を図りました。【学校保健指導助言事務 222311】(保体)

(8) 高度情報化社会の進展に伴う人権問題

①学校等における情報モラルの育成

子どもを取り巻く携帯電話やインターネットに係る諸問題について実際に事例を交えながらの指導や、家庭への啓発を行いました。また、「ネットいじめ対応マニュアル」を作成し、小学校5年生児童とその保護者に配布するとともに、教育委員会に『子どもの携帯等に関する問題対策会議』を立ち上げ、ネットいじめを含む児童生徒の被害防止等の取り組みを進めています。(学指)

人権研修の一環として59人の職員及び夏季休業中の中・特別支援学校教員を対象にインターネット掲示板モニタリング研修を開催し、インターネット上の人権侵害事象等の実態把握と人権意識の向上を図りました。【インターネット掲示板モニタリング 921101】(人教・同人・人セ)

●参加者のアンケートから

- ・匿名になると、こんなことも書けるのか、多くの人が書いていることが恐ろしいと感じた。職場でも、できることを考えたい。
- ・インターネット上に思っている以上の人権侵害があることがわかった。誰でも気軽に書き込めるため、十分意識して利用していかなければならないと思った。
- ・インターネットの使用頻度に個人差があり、「知らない」ということが被害・加害につながっていると改めて感じました。

伊丹市まちづくり出前講座として、平成26(2014)年に伊丹市立池尻小学校において「インターネットと人権」をテーマに講座を開催し、24人が受講しました。(同人)

②インターネット上の人権侵害事象への適切な対応

インターネット掲示板上の差別書き込み等の早期発見と拡散防止を図るため、伊丹市及び伊丹市民に関する事象を対象に、インターネット掲示板のモニタリング活動を年間12回実施しました。また、発見した差別事象には法務局等関係機関と連携しながら対応を図りました。【インターネット掲示板モニタリング 921101】(同人・人セ・人教)

(9) その他の人権課題

▽社会を明るくする運動＝犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動で、7月を強調月間とし、「啓発パレード」(参加人数410人)、「ジョイフルコンサート」(同506人)などさまざまな啓発活動や「小中学生の声を聞く会」(同98人)、「公開ケース研究会」(同90人)などの青少年健全育成事業を行いました。【社会を明るくする運動事業131102】(地高)

▽ゲートキーパー養成研修＝自殺予防対策の推進のため、平成26(2014)年6月2日、伊丹市の民生委員・児童委員、窓口・相談業務に従事する市職員を対象に、「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成研修を実施しました。【自殺を防ぐために市内における相談支援体制の整備・充実121112】(健政)

▽人権セミナー・人権映画会＝平成26(2014)年11月12日に中央公民館で人権セミナー「太平洋上と沖縄での戦争体験 戦場の小さな証言者」、平成27(2015)年2月28日に人権映画会「標的の村」を開催しました。(公民)

▽性的少数者(セクシャルマイノリティ)＝性同一性がい者や同性愛者など性的に少数とされる人たちに対する偏見や差別の解消を目指す取り組みの一つとして、啓発用DVDを3枚や書籍2冊を購入等しました。(17頁詳細)(人教・同人) また、内閣府主催で大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)で行われた研修に参加し、性的少数者に対する理解を深めるだけでなく支援のあり方について学びました。(同人)

▽人身取引(トラフィッキング)＝重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題であることを周知するためパネル展示を行い、北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～16日)にはポスターの配布・掲示し啓発に努めました。

▽犯罪被害者＝また、犯罪被害者に対する支援の充実のため、性暴力被害者支援センター・ひょうごが開催する研修に参加し、性暴力被害者が抱える困難や支援の実際について学び、実際の事例をもとにグループに分かれて支援のあり方について討論するなど職員の対応力の向上に努めました。(同人)

▽ヘイトスピーチ＝特定の民族や国籍の人などを誹謗・中傷することで、憎しみや差別をあおる言動であることに対して、法務省人権擁護局と連携しチラシを配布し市民啓発を実施しました。(同人)



3. 人権を守る取り組み(人権相談)

市民相談課等で人権に関する相談に応じ、必要に応じて関係機関等と連携し対応しました。

このほか、常設人権相談(神戸地方法務局伊丹支局)、人権擁護委員相談日(①第3木曜午後1時～4時、伊丹市役所市民相談課、②第2木曜午後1時～4時、人権啓発センター)を開設しまし

た。人権擁護委員相談日の平成 26(2014)年度の相談件数は 8 件(前年度 15 件)でした。

このほか、人権擁護委員等による特設人権相談やさまざまな人権問題の相談強化週間について下表の通り実施し、「広報伊丹」等で周知に努めました。【伊丹人権擁護委員協議会負担金事務(伊丹人権擁護委員協議会事業の助成)921119】(同人・市相)

人権問題相談強化週間等事業一覧

事業名称	実施日・期間、場所	「広報伊丹」掲載号
全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談	平成 26(2014)年 6 月 1 日、 いたみホール	5 月 1 5 日号
「子どもの人権 110 番」強化週間電話相談	平成 26(2014)年 6 月 23 日 ～29 日、電話相談	6 月 1 5 日号
全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間電話相談	平成 26(2014)年 9 月 8 日 ～14 日、電話相談	9 月 1 日号
「女性の人権ホットライン」強化週間電話相談	平成 26(2014)年 11 月 17 日～ 23 日、電話相談	1 1 月 1 日号
「人権週間」特設人権相談	平成 26(2014)年 12 月 8 日、 いたみホール	1 2 月 1 日号

4. あらゆる場における人権教育・啓発の推進

(1) 保育所(園)・幼稚園・学校

保育所(園)・幼稚園においては、幼児期における教育や保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要性に鑑み、遊びを中心として、生活を通じて人権尊重の精神の芽生えを育むよう実践しました。特に、動植物を育てる活動や劇遊び創作活動などを通して、命を大切にする心や自尊心の育成、他の人を思いやる心を育ててきました。(学指・保育)

また、教育や保育に携わる教職員自らが啓発者としての自覚を持ち、保護者会や家庭訪問などあらゆる機会を通じて教育することを目的として、伊丹市人権・同和教育研究協議会就学前部会に所属し、「人権教育の基礎を培う教育内容を創造する」をテーマに 5 ブロック(東・西・南・北・中央)に分かれて、ブロックごとに啓発・研究活動を行いました。(人教)

学校においては、人権教育は教育活動全般を通じて行うものとの認識を持ち、人権教育推進全体計画を作成し各学校の実態にあった指導を進めました。なかでも子どもの権利条約をふまえた学級活動、特別活動を行うとともに、いじめ、児童虐待、インターネット上の掲示板やスマートフォン(SNS)使用等による人権侵害等、今日的な課題の解決に向けた取り組みを進めました。また、主体的・実践的に学習に取り組むことができるよう参加体験型学習やさまざまな人との交流、ボランティア活動などを盛り込みました。

さらに、保護者参観日に人権参観授業を積極的に取り入れる小学校もあり、保護者とともに考える場を持ちました。(学指)

(2) 家庭・地域・職域

家庭は、教育の出発点であるとの考えから、親子で参加できる人権研修の実施をはじめ、個人への啓発ビデオの貸し出しを行いました。伊丹市人権・同和教育研究協議会で実施した講演会の内容を広く周知するため、平成 26(2014)年度は、フリーライターの角岡伸彦さんの講演を「ひかり」第 42 号に掲載し、配布しました。さらに、人権作文や人権ポスター、人権啓発標語の優秀な作品を掲載した人権週間作文集を配布し、家庭や地域においても人権について考える機会を設けました。

地域においては、各小学校区の伊丹市人権啓発推進委員 34 人が中心となり、地域の実情にあわせて、無縁社会や一人親家庭などを題材にしたDVDなど市の視聴覚教材を活用したミニシアターや学校やPTAと連携した人権研修会を開催したり、人権啓発パネル展をしたりするなど、人権意識を高める活動を行いました。平成 26(2014)年度には延べ 23 回開催し、延べ 896 人の参加がありました。【人権啓発推進委員会 921105】

事業者については、人権尊重の取り組みや社会的貢献活動について考えるため、伊丹市人権・同和教育研究協議会企業部会が中心となって学習を進めました。企業部会の総会では、「メンタルヘルス、管理職に求められる復帰社員への対応」の演題テーマで、特定非営利活動法人Y O U医療保健福祉研究所理事長であり藍野大学医療保健学部教授の足利学あしかがまなぶさんによる、企業における今日的な人権課題の一つであるメンタルヘルスの不調で休職した従業員の職場復帰のためのフォローのあり方につ



伊丹市人権・同和教育研究協議会企業部会
総会講演会の様子

いての講演会を開催しました。また、研究大会において、住友電工(株)村山孝司むらやまこうじさん(伊丹市人権教育指導員)による「住友電工(株)伊丹製作所における人権啓発組織と活動」の報告と、DVD「元気な職場をつくるメンタルヘルス～こうすればできる職場復帰」の視聴をもとに感じること、各企業での取り組み等の意見交換により参加者相互の認識を深めました。【伊丹市人権・同和教育研究協議会 921102】

加えて、各種団体や事業者等が主体となって行う人権研修会へ参加体験型学習やグループワークの助言者として人権教育指導員を派遣し、さまざまな人権課題について考える機会を持ちました。【人権教育指導員派遣事業 921106】(人教)

(3) 市職員等に対する研修

すべての行政職員が、人権尊重の理念を基礎として市民の視点に立って職務が遂行できるよう、さまざまな研修を実施しました。(人研)

※ [] 内は受講者数

タイトル	実施日	内容
新規採用職員研修 [延べ受講者数 158 人]	【Ⅰ部研修】 平成 26(2014)年 4 月 3 日	「私たちの仕事と人権について」 [53 人]
	【Ⅱ部研修】 ①平成 26(2014)年 5 月 27 日・28 日 ②平成 26(2014)年 6 月 3 日	①リバティおおさかの見学(2 班に分けて実施) ②伊丹市人権教育室職員の助言・指導によるグループ討議 [52 人]
	【Ⅲ部研修】 平成 26(2014)年 9 月 2 日	「人権啓発センターについて」、伊丹市人権教育指導員の講演、グループワーク・発表[53 人]
職場人権研修 [受講者数 2, 291 人]	平成 26(2014)年度内に 1 回以上 (各部署任意の日程で実施)	さまざまな人権課題の中から各部署でテーマを選択して研修を実施
階層別研修 [延べ受講者数 107 人]	【主任】 平成 26(2014)年 11 月 1 日	差別を許さない都市宣言制定記念市民集会[50 人]
	【主査】 ①平成 26(2014)年 7 月 10 日 ②平成 26(2014)年 9 月 2 日	①人権学習指導者養成講座(上級編) ②新規採用職員人権研修におけるグループワーク指導者 [22 人]
	【副主幹】 平成 26(2014)年 9 月 27 日	人権フェスティバル人権講演会 [20 人]
	【課長級】 平成 27(2015)年 1 月 27 日	伊丹市人権教育指導員の助言・指導によるグループ討議[15 人]

※その他：同和・人権推進課で実施した研修は以下のとおり

- ・インターネット掲示板モニタリング(33 頁詳細)
- ・DV防止セミナー(21 頁詳細)
- ・男女共同参画研修(21 頁詳細)
- ・職場人権研修(ロールプレイ形式)(30 頁詳細)

保育士の研修については、全体研修として「ひかり保育園開園 40 周年」を記念し、伊丹市人権教育指導員による「ひかり保育園設立までの親の思いや人権保育などについて」の講話及びグループ討議を行い、市内公私立の児童福祉施設職員 240 人が参加して、人権保育の大切さを再確認するとともに、自らの振り返りにより人権意識の見直しに努めました。また、公立保育所(園)・こども園では各々の職場人権研修を実施し、ジェンダーや子どもの人権などについて人権意識を高めました。(保育)

教職員の研修としては、人権啓発に関わる諸行事、人権教育研修会、中学校ブロック別人権研修会、堺市舳松人権歴史館への管外研修に主体的に参加することにより、自らの人権意識の高揚に努め、資質の向上を図りました。(学指)

さらに、新規採用職員等人権教育研修を 2 回実施したほか、人権教育研修会として講演会(参加者 30 人)を開催するなど、多様な研修を行いました。【人権研修事業 223303】(総教)

伊丹市人権・同和教育研究協議会の就学前教育部会や進路保障部会は、さまざまな人権課題についての講演会や学習会などを開催し、教職員の資質の向上を図りました。

- ・就学前教育部会：5 月 29 日に N P O 法人あなたらしくをサポート「らしーく」副代表理事

波多江みゆきさん(伊丹市人権教育指導員)を講師とし、「私も大切、あなたも大切～自尊感情を育むヒント～」と題して講演し、「自尊感情を持つことの大切さ」を改めて実感するとともに、自分の言動を見つめ直すきっかけとなる全体研修会を行いました。学習会等、延べ17回1,092人参加。

・進路保障部会：11月20日に元兵庫県教育委員会人権教育室副室長 有正省三ありまさしやうぞうさんを招き、「人権教育を基盤に据えた道德教育」を演題とした講演会を開催。研修会等、延べ6回 436人参加。【伊丹市人権・同和教育研究協議会 921102】(人教)
中学校ブロック別人権研修会は、以下のとおり実施しました。(学指)

中学校ブロック別人権研修会

ブロック	内 容
東中ブロック	授業参観(国際理解教育、さまざまな人権) 講演会(伊丹市における部落差別の実態について)
西中ブロック	授業参観(障がい者、国際理解、平和) 講演会(平和)
南中ブロック	授業参観(仲間づくり、障がい者) 講演会(国際理解、インクルーシブ教育)
北中ブロック	授業参観(インクルーシブ教育) 講演会(国際理解、同和問題)
天中ブロック	授業参観(障がい者、仲間づくり、福祉問題) 講演会(平和教育・命の尊さ、障がい者)
松中ブロック	授業参観(いじめ対策、仲間づくり、同和問題) 講演会(ネットモラル、仲間づくり、障がい者)
荒中ブロック	授業参観(国際理解) 講演会(障がい者)
笹中ブロック	授業参観(障がい者、いじめ、命の尊さ) 講演会(さまざまな人権)

5. 総合的・効果的な推進等

(1) 全庁的な推進体制

「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」に基づく年次報告書「伊丹市人権教育・啓発白書」を作成し、市長を本部長とする伊丹市人権教育・啓発推進本部において報告し、関係課へも配布するなど、本市における人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図りました。

また、本部会議に先立っての幹事会の開催等、関係課の連携・協力を努めながら人権教育・啓発の着実かつ効果的な推進を図りました。【「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」の推進 921104】(同人・人教)

(2) 関係機関等との連携・協力、市民の参画と協働

▽伊丹市人権・同和教育研究協議会＝専門部会を8部会組織し、各部会で人権課題について研修を深めてきました。全体では、第61回兵庫県人権・同和教育研究大会阪神地区大会(宝塚市)や市民集会への参画、研究大会(全体講演会「対話からはじまる学びと変容」(講師は大阪府岬町立深日小学校校長 岡田耕治さん)と9分科会)への参加等、延べ3,117人が研修を行いました。

【伊丹市人権・同和教育研究協議会 921102】

▽伊丹市人権啓発推進委員＝地域においては、各小学校区の伊丹市人権啓発推進委員34人が中心となり、地域の実情にあわせて、無縁社会や一人親家庭などを題材にしたDVDなど市の視聴覚教材を活用したミニシアターや学校やPTAと連携した人権研修会を開催したり、人権啓発パネル展をしたりするなど、人権意識を高める活動を行いました。平成26(2014)年度には延べ23回開催し、延べ896人の参加がありました。

また、立命館大学国際平和ミュージアムへの管外研修を行い、自らの識見を高めました。【人権啓発推進委員会 921105】(人教)

▽伊丹市人権教育・啓発推進会議＝各種人権関係団体や公募市民からなる同会議を3回開催し、「基本方針」の実施状況、人権啓発センターの運営等について意見を聴取し、さまざまな人権課題に対して、事業・施策の効果的な推進を図りました。【伊丹市人権教育・啓発推進会議 921123】

また、神戸地方法務局伊丹支局及び本市9人の人権擁護委員と協力して、人権相談窓口の開設、憲法週間や人権週間における街頭啓発などを行いました。【伊丹市人権擁護委員協議会負担金事務(伊丹市人権擁護委員協議会事業の助成)921119】(同人)

女性・児童センターに30年にわたり女性の地位向上や児童の健全育成に役立つ図書を寄付されている国際ソロプチミスト伊丹の認証30周年の記念事業として平成26(2014)年7月22日に伊丹アイフォニックホールにて生まれつき手足の欠損のハンディがある車いすのアーティスト・佐野有美^{さのあみ}さんによる「あきらめない心」をテーマにした講演会と県立伊丹高等学校吹奏楽部による演奏会を開催されました。

(3) 人権啓発センターの取り組み

▽人権文化市民講座＝平成26(2014)年度は、人権講演会「薬物依存と人権問題」や映画会「夕風の街 桜の国」、さらには人権講演会「人権コンサート&トーク」など、さまざまな人権課題をテーマとした啓発事業を実施しました。【人権文化市民講座・啓発事業 921112】

▽児童館事業＝地域子育て支援拠点事業「ひだまりひろば」として未就学の子どもとその保護者のための子育て支援事業を実施し、交流の場を提供するとともに、豊かな感性を育むために

エプロンシアターやパネルシアター、「おはなしかい」「おもちゃづくり」など、日々のお楽しみイベントに工夫を凝らしました。さらに、「リトミック」「育児相談」「うきうきクラブ」を開催しながら人権を大切に親子関係の育成を図り、延べ 17,490 人の親子が交流を深めました。

また、こどもの居場所づくり事業では、小学生を対象とした「ニコニコ広場」、中学高校生を対象とした「ワイワイ広場」として、友達との交流・あそびの場を提供しました。

さらに、ゆったりとした気持ちの中で相手を思いやる心を育てる事を意識しながら、「むかしのあそび」「グラウンドゴルフ」「カプラであそぼう」「人権かるた大会」などミニイベントを実施したり、長期休みには「夏休みこども教室」などさまざまな体験活動を実施し、延べ 34,186 人の児童が参加しました。これらの事業を通じ一人ひとりの人権の大切さを学びました。【子育て支援事業(人権啓発センター)212201】【こどもの居場所づくり事業(人権啓発センター)211414】

人権啓発ビデオなど視聴覚教材や人権啓発図書資料など、人権に関する情報の収集・貸し出し、事業紹介等ホームページの充実や『ふらっと』通信の発行など多くのチャンネルを使った積極的な情報発信を行いました。【人権情報の収集・提供事業 921110】

また、さまざまな人権課題とあらゆる差別解消に向けた取り組みを積極的に展開している特定非営利活動法人 伊丹人権啓発協会にセンター事業の一部を委託し、手作り給食会、人権生活相談、太鼓など各種伝統文化講座、手芸などの創作活動、人権ネットワークの構築などの事業を実施し、市民力、地域力を活用した啓発活動を行いました。【人権文化啓発等委託事業 921111】(人セ)

(4) 内容・方法の充実

▽人権学習指導者養成講座＝人権問題(女性、子ども、高齢者、同和問題、外国人市民など)に対する関心を持ち、参加学習型のファシリテーター(進行役)としての必要な知識・スキル(技能)、態度などの習得を図りました。また、指導者としての資質を高めることにより、市民啓発、学校園などの研修の充実と質的な深化を図ることを目的として、初級編では 46 人、上級編では 44 人の参加の下、人権学習指導者養成講座を開催しました。【人権学習指導者養成講座事業 921103】



人権学習指導者養成講座のようす

▽人権作文・ポスターの募集＝多くの市民が人権課題への興味・関心を高めることを目的として、人権作文・標語・ポスターの募集を行い、市民の積極的な参加を図りました。作文 5,654 編、標語 3,178 点、ポスター 651 点の応募があり、入選作品については「人権週間記念作文集」に収録し、幼児・児童・生徒を通じて家庭へ配布するなど、学習・研修資料として積極的な活用を図りました。【人権啓発標語募集事務 921121】【人権作文・ポスター募集事務 921122】

人権ポスター・人権啓発標語入賞作品展を平成 26(2014)年 11 月 7 日～12 月 11 日まで市役所

1 階ロビーにて開催し、人権について考えた作品展示を通じて市民への啓発の機会としました。

【人権作文・ポスター募集事務 921122】 【人権啓発標語募集事務 921121】 (人教)

▽「広報伊丹」への掲載＝①平成 26(2014)年 8 月 1 号に平和特集記事を掲載。市民の戦争体験としてシベリア抑留をテーマとした記事を掲載し、平和と生命の尊さを訴えました。(国平)
②平成 26(2014)年 10 月から 12 月の各 1 日号には、伊丹市人権教育指導員の波多江みゆきさんによるコラム「シリーズ人権尊重のまちづくり」を 3 回にわたって連載し、自尊感情の大切さや男女共同参画について考える機会としました。

▽教育広報紙「教育いたみ」他＝「人権教育シリーズ」において伊丹市立南中学校長の^{こじまあきら}小島 朗 さん(伊丹市人権教育指導員)が人と関わる喜びを味わう異年齢交流の大切さについて掲載しました。伊丹市人権・同和教育研究協議会と教育委員会は、人権・同和教育だより「ひかり」第 42 号を計 29,500 部発行し、学校園に配布するなど幅広く啓発に努めました。(人教)

▽ラジオ・テレビ＝コミュニティ放送「エフエムいたみ」では、「伊丹市役所なんでも質問箱」のコーナーで「社会を明るくする運動」の紹介を行いました。ケーブルテレビの市広報番組「伊丹だより」では、ゲストコーナーで「男女が共に輝くまちづくり」、市政情報で「『ふらっと』ふれあいセンター 20 周年」と題した番組を制作・放映しました。イベントダイジェストで「社会を明るくする運動～ジョイフルコンサート」を放映し、その後に YouTube で配信した他、解放盆踊り、伊丹マダンなどの開催をお知らせし、広く啓発しました。

また、7・8 月を「平和を考える夏」、11・12 月を「人権ネットワーク」として啓発パンフレットを作成、児童・生徒に配布するほか公共施設等にも配置し、関係部局と連携して平和・人権啓発事業を実施しました。市ホームページ上では、講座やイベント情報、視聴覚教材の一覧、人権ポスター入賞作品を掲載するなど情報発信に努めました。(同人・国平・人教・広報)

編集後記

今年度の白書の特集は「本人通知制度はじまる」にし、本人通知制度導入についての記録としました。出前講座などで説明すると、「なるほど」と言っていただけの制度ですが、はじめは「自分には関係ない」と思っておられたようです。直接伝えることの大切さを感じています。また、白書では一部しか紹介できませんでしたが、各事業には、人と人との出会いや対話があります。そこに参加された方のアンケートなどを、今後も少しでもご紹介できればと考えています。

出前講座を依頼された事業所が、たまたま使用した DVD に感動され社内の人権教育に活用されました。人権に関心を持ってもらうには、どこに入り口があるかわかりません。研修の規模に関わらず、今後も丁寧に対応していきたいと思います。

伊丹市 市民自治部 共生推進室 同和・人権推進課
伊丹市 教育委員会事務局 人権教育室

資料

人権教育・啓発推進に関する数値の推移(伊丹市行政評価から)

指 標	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度
伊丹市人権・同和教育研究協議会関係研修会等への参加者数(人)	2,902	2,960	3,117
人権教育研修会参加者数(人)	4,294	4,192	4,213
視聴覚教材貸し出し件数(件)	293	249	248
人権文化啓発等委託事業参加者数(人)	1,641	1,512	1,285
人権文化市民講座・啓発事業参加者数(人)	2,164	1,740	3,088
人権センター・児童館来館者数(人)	61,153	33,101	63,666
ぎょうぎ温泉入浴者数(人)	29,434	28,800	29,318
ふれあいセンター利用者数(人)	8,408	8,195	9,265
地域に学ぶ体験学習支援事業(ジョイントクラブ)参加者数(人)	2,268	1,157	1,671
「差別を許さない都市宣言制定記念市民集会」参加者数(人)	328	340	321
人権啓発講座(ハートフルコンサート)参加者数(人)	339	438	385
人権啓発標語応募件数(件)	2,386	2,736	3,178
人権作文・ポスター応募件数(件)	6,667	6,929	6,305
戦争と平和展来場者数(人)	1,235	1,519	706
平和啓発事業リーフレット配布枚数・参加者数(人)	11,614	14,279	11,497
男女共同参画推進市民フォーラム参加者数(人)	92	166	53
伊丹マダン参加者数(人)	1,300	1,500	1,500
国際・平和交流協会支援事業参加者数(人)	145	393	118

本人通知制度資料

①本人通知制度実施要綱

伊丹市住民票の写し等本人通知制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)及び戸籍法(昭和22年法律第224号)に基づき、住民票の写し等を第三者等に交付した場合において、事前の申出により登録された者に対し、自己の住民票の写し等が交付された事実を通知すること(以下「本人通知制度」という。)により、住民票の写し等の不正請求を抑止すること及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、住民票の写し等とは、次に掲げるものをいう。

(1) 住基法に基づく住民票の写し、消除された住民票の写し、戸籍の附票の写し、消除された戸籍の附票の写し及び住民票記載事項証明書

(2) 戸籍法に基づく戸籍の謄本及び抄本等並びに除かれた戸籍の謄本及び抄本等並びに戸籍記載事項証明書

2 この要綱において、第三者等とは、次に掲げるものをいう。

(1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人。

(2) 住基法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

(3) 戸籍法第10条第1項(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

(4) 戸籍法第10条の2第1項又は第3項から第5項まで(同法第12条の2において準用する場合を含む。)の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

(対象者)

第3条 本人通知制度を利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 住基法の規定により住民基本台帳(消除された住民票を含む。)に記録されている者

(2) 戸籍の附票(除かれた戸籍の附票を含む。)に記録又は記載されている者

(3) 戸籍法の規定により市が編成した戸籍(除かれた戸籍を含む。)に記録又は記載されている者

2 前項の規定に関わらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象者とししない。

(事前登録の申出手続)

第4条 本人通知制度の利用を希望する者(以下「申出者」という。)又はその代理人は、あらかじめ「伊丹市本人通知制度事前登録申出書」(様式第1号。以下「申出書」という。)により、市長に本人通知制度事前登録者名簿への登録を申出し、「本人通知制度に関する承諾書」(様式第2号)により、制度内容について承諾するものとする。

2 申出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、前項の申出をすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ないと市長が認める理由により前項の規定による申出をすることができない場合

(2) 申出の日において、他の市区町村に居住している場合

(本人確認手続等)

第5条 申出者又はその代理人は、前条第1項の申出をするときは、本人による申出であることを証するため、住民基本台帳カード(顔写真が貼付されているものに限る)、旅券、運転免許証、その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって本人の顔写真が貼付されたもののうち、いずれかの書類を提示し、又は提出するものとする。(ただし、有効期間が定められている場合は有効期間内のもの。)

2 申出者が前条第2項の各号の手続により申出する場合には、申出者は、前項の規定にかかわらず、同項に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものを実施機関に提出すれば足りる。

3 第1項の規定にかかわらず、申出者がやむを得ない理由により同項に掲げるいずれの書類も提示し、又は提出することができない場合は、申出者が本人であることの説明を求めた上で、同項各号に掲げる書類に準ずるものとして市長が適当と認めるものを提示し、又は提出することにより、本人であることの確認を行うことができるものとする。

4 申出者が前条第2項第1号に該当し、郵送により申出する場合は、第1項に規定する書類に加えて、申出者の来庁が困難であることを証明する診断書等(写し可)を提出するものとする。

5 申出者が前条第2項第2号に該当し、郵送により申出する場合は、第1項に規定する書類に加えて、

申出者に係る住民票の写し(事前申請をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を提出するものとする。

(代理人の確認方法)

第6条 事前登録の申出を代理人によりしようとするときは、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類。ただし、本市備付けの公簿等の記録又は記載により判明するときは、省略することができる。

(2) 任意代理人 委任状又はその代理権を明らかにする書類

(事前登録)

第7条 市長は、第4条の規定により申出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは登録簿に登録するものとする。

2 市長は前項の申出が第4条第2項に定められた方法で行われた場合、事前登録後、「伊丹市住民票の写し等本人通知制度登録完了のお知らせ」(様式第3号)を申出者の住民登録地に送付する。

(事前登録事項の変更又は廃止の申出)

第8条 前項の規定により登録簿に登録された者(以下「事前登録者」という。)は、氏名、住所その他事前登録事項の内容に変更が生じたとき又は事前登録を廃止しようとするときは、「伊丹市本人通知制度事前登録事項変更・廃止申出書」(様式第4号)により、市長に申し出るものとする。

2 第4条第2項、第5条及び第6条の規定は、前項に規定する

申出について準用する。

(事前登録の抹消)

第9条 市長は、事前登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事前登録者に係る事前登録を抹消するものとする。

(1) 前条に規定する廃止の申出があったとき。

(2) 事前登録者が死亡、又は失踪の宣告を受けたとき。

(3) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により職権で住民票を消除したとき。

(4) 事前登録してから、本人通知有効期間の5年を経過したとき。

(5) その他市長が事前登録を抹消する理由が生じたと認めたとき。

(事前登録者への通知)

第10条 市長は、事前登録日の翌日以降に事前登録者に係る住民票の写し等を第三者等に交付したときは、当該事前登録者に対し、「伊丹市住民票の写し等交付通知書」(様式第5号)(様式第6号)により通知するものとする。

2 通知先は住民基本台帳に記載された住民登録地に限る。ただし、除かれた戸籍謄本及び抄本等の事前登録者で現在戸籍附票が伊丹市にない者の場合、事前登録時にあらかじめ登録した送付地(その時点での住民登録地)に送付するものとする。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月10日から施行する。

②リーフレット・ポスター

兵庫県の補助金を活用して、リーフレットとポスターを作成しました。リーフレットには、制度の説明や申出書の書き方等も記載されています。地域や職場での制度のご紹介にご活用ください。



③啓発資料

- ・(DVD)紹介 平成 26(2014)年購入「あなたに伝えたいこと」

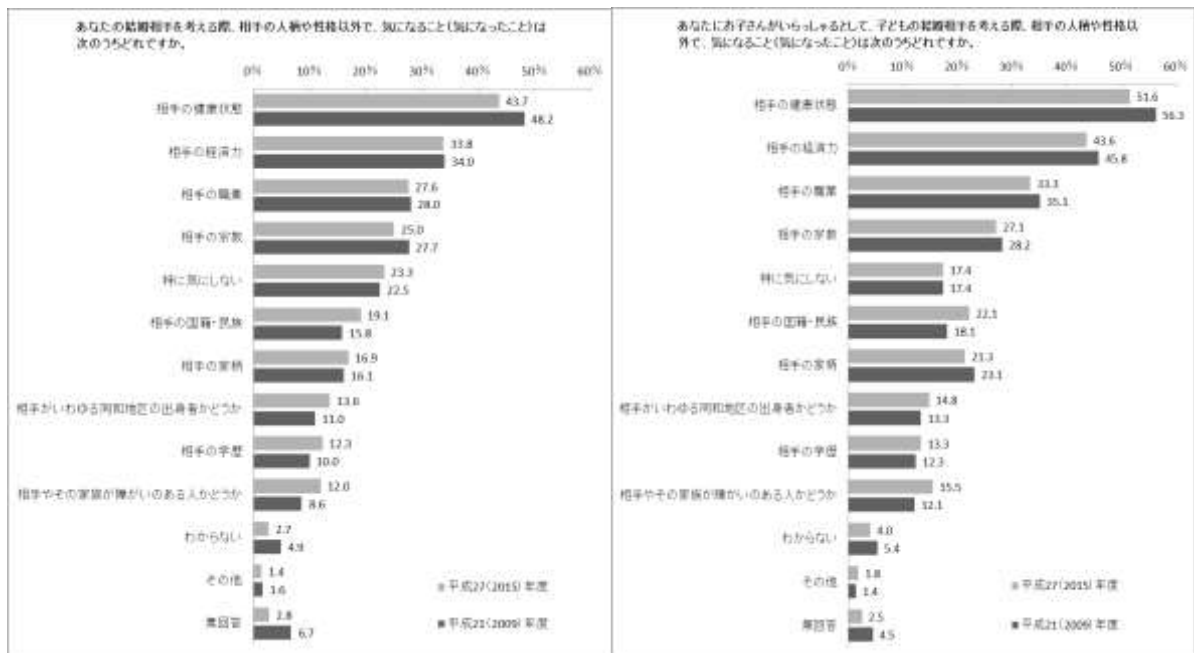


「インターネット時代における同和問題」がテーマ。主人公の結婚話を中心に展開。ネット上の情報だけではなく実際にふれあう中でお互いを正しく知り合うことが同和問題やすべての差別をなくしていくために重要であることを明るい希望とともに伝える。

DVD貸出 [人権教育室]

速報

結婚についてお聞きします。



平成 21(2009)年度伊丹市人権に関する市民意識調査、平成 27(2015)年度伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査より

伊丹市人権教育・啓発白書 平成 26(2014)年度事業内容

平成 27(2015)年 11 月 発行

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧 1 丁目 1 番地

伊丹市 市民自治部 共生推進室 同和・人権推進課

TEL:072-784-8077 FAX:072-780-3519

伊丹市 教育委員会事務局 人権教育室

TEL:072-784-8113 FAX:072-780-3519